

令和2年1月21日

児童青少年課

# 調布市児童館の今後の在り方、 運営に関する方針

令和2年1月

調布市子ども生活部

児童青少年課

## 目次

第1章 方針策定にあたって	2
1 趣旨	3
2 本方針の位置付け	4
3 策定体制	5
第2章 調布市児童館の現状と課題	8
1 児童館とは	9
2 調布市児童館の現状	9
3 子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化	15
4 市の児童館の主な課題	17
第3章 課題解決に向けた検討及び取組の方向性	20
1 課題解決に向けた検討の視点	21
2 方針策定に向けた検討体制及び経過	21
3 課題解決に向けた持続可能な取組の方向性	25
第4章 調布市児童館の今後の在り方，運営に関する方針	27
1 方針策定の目的	28
2 民間活力を活用した地域型児童館	28
3 公設公営によるセンター機能型及び直営（基幹型）児童館	29
4 方針の実施スケジュール	32
○資料編	33

# 第 1 章

## 方針策定にあたって

## 1 趣旨

児童館は、児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設として、0歳から18歳までの児童に健全な遊び場を提供する施設として、昭和40年代頃から全国的に設置されてきました。

1965年（昭和40年）に東京都内では2番目、多摩地区では初めての児童館が調布市（以下「市」という。）に誕生しました。その後、市は10館構想を掲げ、市内各所に児童館を順次開館し、様々な遊びやプログラムを提供してきました。

児童館はこれらの活動を通し、子どもや子育て中の親子が気軽に集える遊び場として定着し、関係機関や団体と連携しながら、地域の健全育成の拠点としての役割を担ってきました。

そのような中で、現在、市では、11箇所の公設公営の児童館と1箇所の公設民営の中高生世代専用児童館（青少年ステーションCAPS）を合わせた合計12箇所の児童館を設置し、平成17年に施行した「調布市子ども条例」の理念の実現に向けて、各地域において健全育成の一翼を担っています。

しかしながら、昭和40年に児童館が開館してから50年以上が経過し、現在の子どもをめぐる状況は、当時の様相とは大きく変化しており、いじめ、不登校、ひきこもり、貧困、虐待等といった社会問題は、子どもが健全に育つ環境に大きな影響を及ぼしています。そのため、児童福祉施設である児童館においては、児童福祉法の理念である「健全な遊びを与える」だけでなく、今日の子ども・子育て家庭のおかれている社会的な課題にも目を向ける必要があります。

このように、今後の児童館においては、多様化する子ども・子育て家庭のニーズや、より高度で複雑な課題への対応も踏まえた運営を行っていく必要があることから、市では、「調布市児童館の今後の在り方、運営に関する方針」を策定し、児童館の果たすべき機能・役割を整理しました。

今後は、本方針に基づき、市の児童館がこれまで実践し積み上げてきたことを継承しつつ、これからの時代に見合った、新たな施策を推進していく必要があります。

## 2 本方針の位置付け

本方針は、前調布市基本計画（平成27年度～30年度）の行革プラン2015に基づく取組として、平成28年度に実施した「調布市児童館のあり方検討委員会」から提出された調布市児童館のあり方検討委員会報告書（以下「検討委員会報告書」という。）を踏まえ、児童館に必要とされる機能・役割を果たしていくため、市の考え方を整理したものです。

プラン16	学童クラブとユーフォーにおける運営方法の検証・児童館の在り方検討			担当課	児童青少年課
内容	民間活力を導入した学童クラブとユーフォーの運営状況等を検証するほか、児童館の今後の在り方を検討していきます。				
年度別計画	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	
	◆学童クラブの運営方針に基づく取組の実施	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆委託化した学童クラブとユーフォーに関するアンケートの実施	◆運営状況の検証方法の検討	◆運営状況の検証	◆継続	
	◆児童館の今後の在り方に関する調査・検討	◆継続	◆検討を踏まえた取組	◆継続	

行革プラン2015では、限りある経営資源を最大限に活用するとともに、行政運営の仕組みを検証し簡素化・効率化することで、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供することを目指しています。このプランでは、官と民との役割分担のもと、費用対効果などを総合的に考慮しながら、市民サービスを提供する主体の見直しに取り組むことが、市の方針として示されています。

今後、方針に基づく取組については、市内12箇所の児童館のうち、一部が図書館やふれあいの家など他の公共施設との複合施設となっているため、令和2年度に策定予定の「(仮称)調布市公共施設マネジメント計画」との整合も図りながら、令和元年度からの後

期基本計画に示した行革プラン2019と連動させ、計画期間における年度別計画に沿って進めていきます。

プラン12	児童館における民間活力の活用			担当課	児童青少年課
内容	子ども、保護者の多様なニーズや、子どもを取り巻く厳しい社会環境などへの対応を踏まえ、児童館に求められる機能・役割を持続的に提供していくため、今後の児童館の在り方などの整理に基づき、民間活力を活用した運営方法の見直しを推進します。				
年度別計画	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	
	◆児童館の今後の在り方や運営に関する方針の策定	◆方針に基づく民間活力の活用による取組の検討、実施準備	◆方針に基づく民間活力の活用による取組の検討、実施	◆継続	

### 3 策定体制

児童館の将来像（P6参照）の実現に向けて、以下の体制で方針策定に取り組みました。

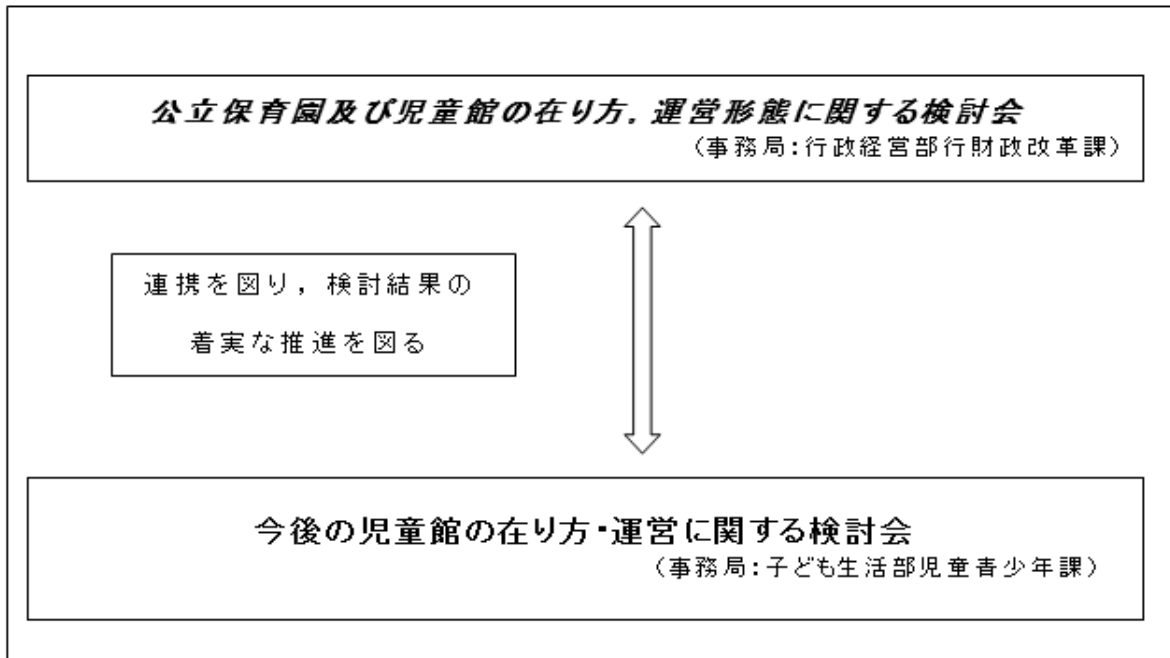
#### (1) 今後の児童館の在り方・運営に関する検討会

方針策定に向けては、児童館職員自らが児童館の果たすべき機能・役割について議論し、今後の児童館のあり方や運営に関する検討を行う必要があるという考えのもと、平成29年10月に「今後の児童館の在り方・運営に関する検討会」を設置しました。

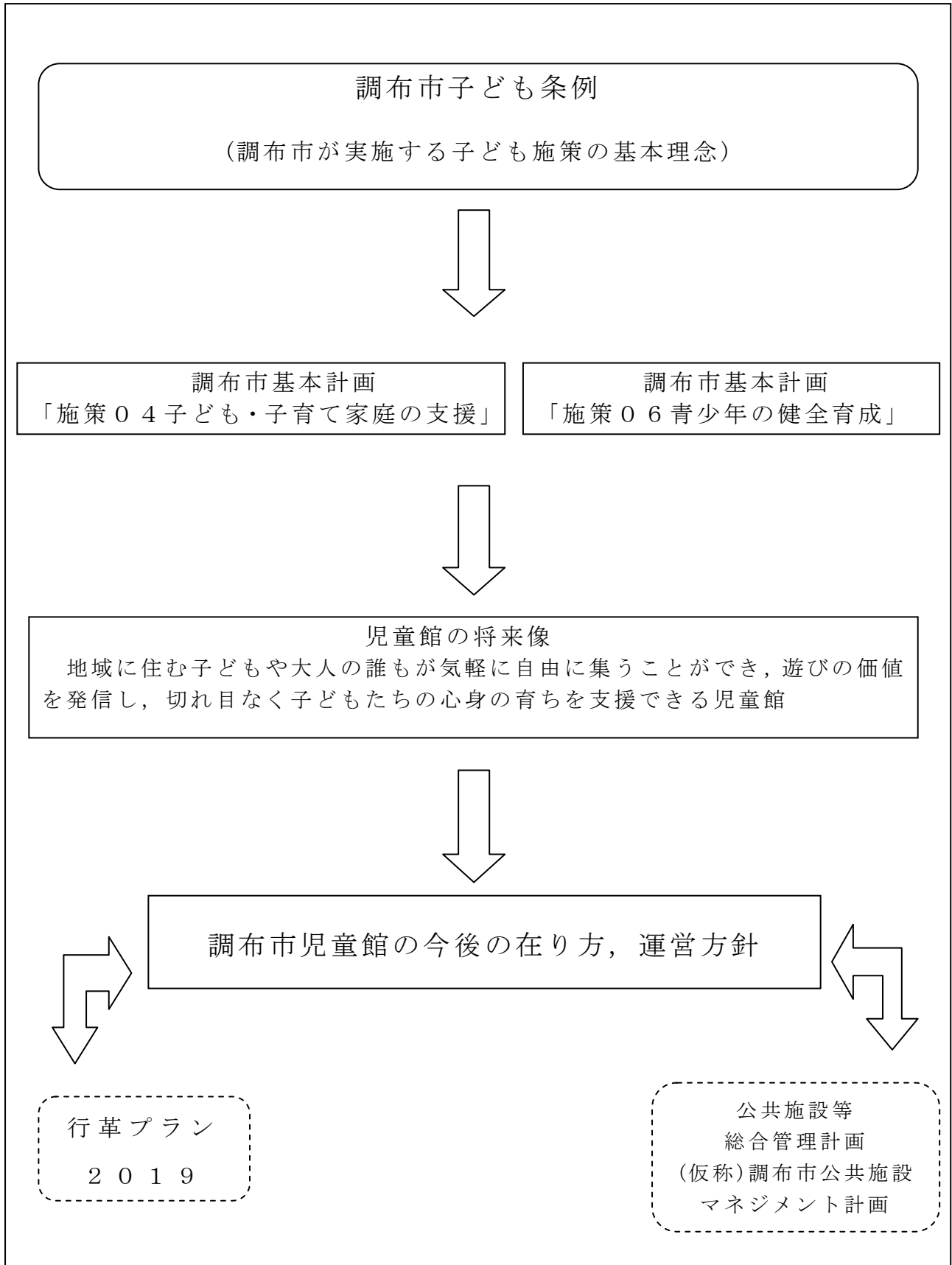
#### (2) 公立保育園及び児童館の在り方、運営形態に関する検討会

今後の児童館のあり方・運営に関する検討を行ううえで、今後における公共施設の方向性及びあり方の検討や、児童館職員の専門性の確保等の課題もあることから、子ども生活部、行政経営部、総務部が横断的に検討を行うため、平成29年10月に「公立保育園及び児童館の在り方、運営形態に関する検討会」を設置しました。

また、上記のほか、パブリック・コメントや調布市次世代育成支援協議会、児童館に関わる地域の団体等の委員の方々のご意見を参考にしてきました。



(方針の位置付けイメージ図)





## **第 2 章**

### **調布市児童館の現状と課題**

## 1 児童館とは

### (1) 児童館とは

児童館は、児童福祉法第40条に規定されている児童福祉施設として、0歳から18歳までの児童に健全な遊び場を提供し、遊びを通じて児童の健康を増進することで、情操を豊かにすることを目的としています。

### (2) 児童館の特性

児童館の特性としては、拠点性、多機能性、地域性の3点に整理されます。

#### ア 拠点性

児童館は、子どもが自らの意思で利用でき、自由に過ごすことができ、年齢の異なる子ども同士が一緒に過ごすことができます。そして、それを支える職員がいることによって子どもの居場所となり地域の拠点になっています。

#### イ 多機能性

児童館では、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接関わることができます。また、必要に応じて関係機関に橋渡しする等、福祉的な課題に対応することが可能です。

#### ウ 地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安全安心な環境のもとで自ら成長していくことができ、活動を地域全体へ広げることができます。また、地域の住民や子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成に資する環境づくりをすすめることができます。

## 2 調布市児童館の現状

現在、市内には、12箇所の児童館があり、市が直接運営している「公設公営児童館」が11箇所、民間事業者に運営を業務委託している「公設民営児童館」が1箇所となっています。業務委託して

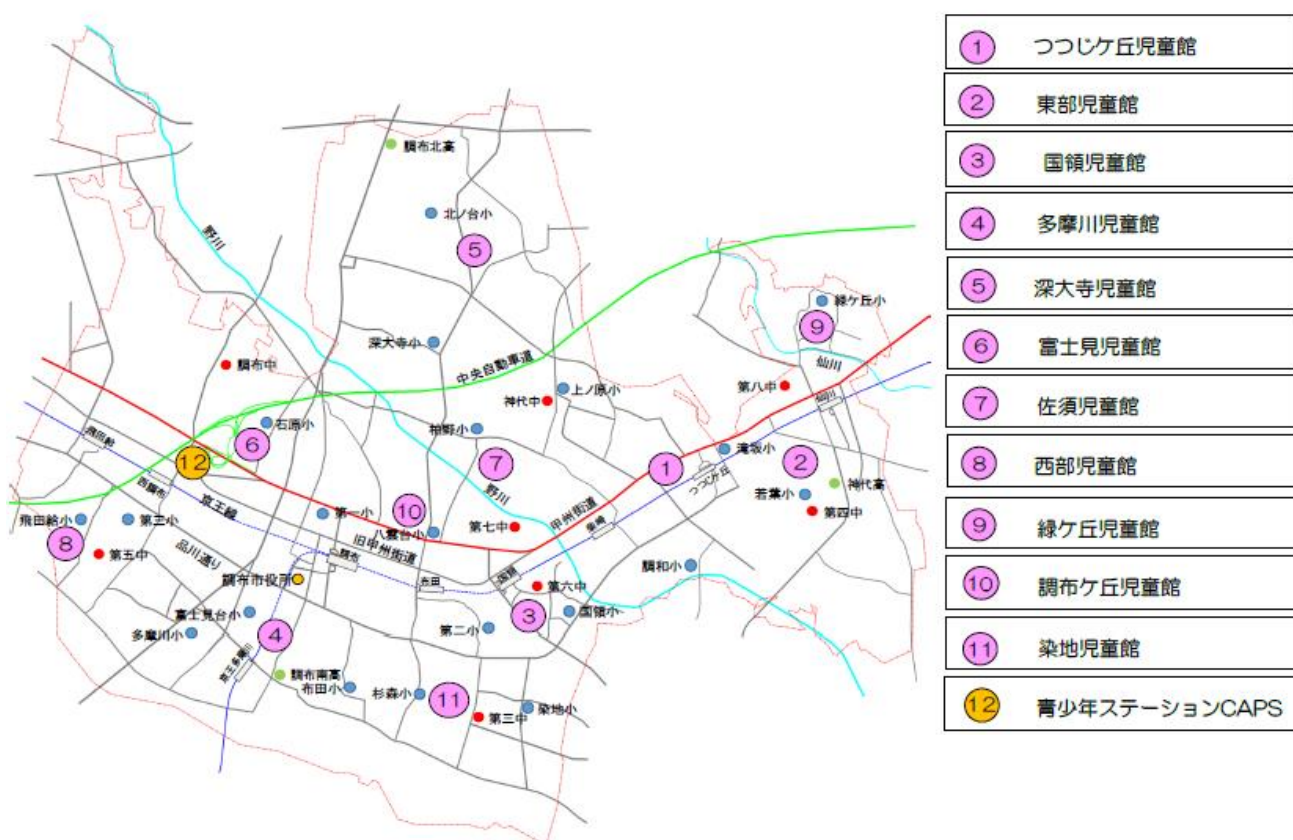
いる公設民営の児童館（青少年ステーションCAPS）は，中高生世代専用の児童館であり，その特殊性から市内のNPO法人が運営を行っています。

## (1) 設置・運営状況

### ア 設置状況

市の児童館は，調布市児童館条例，調布市児童館条例施行規則，調布市児童館処務規程，調布市立児童館運営会議設置要綱に基づき設置・運営されています。また，青少年ステーションCAPSは，調布市青少年ステーション条例，調布市青少年ステーション条例施行規則に基づき設置・運営されています。

児童館の設置状況は次表のとおりです。



### イ 実施事業

市の児童館では，3つの事業を行っています。

#### (ア) 児童館事業

地域の全ての子どもを対象としており，いつでも自由に利用できる遊び場として位置づけられています。具体的には定

例行事（工作の会，スポーツの会，映画会など），季節の行事，定例サークル，自由遊びなどを展開しています。また，地域の行事や会議に積極的に関与し，地域との連携を図っています。

（イ） 子育てひろば事業

子育て中や妊娠中の方を対象に「心豊かに健やかな子育て」を支援する場として，主に午前中を中心に実施しています。赤ちゃんひろば，幼児ひろば，子育て相談，季節行事，医師・保健師による講座などを行っており，専任の相談員（嘱託職員）を配置しています。平成29年度からは，子ども・子育て支援新制度における「地域子育て支援拠点事業（連携型）」として，さらなる充実を図っています。

（ウ） 学童クラブ事業

児童福祉法上の放課後児童健全育成事業として，就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生の放課後における遊びや生活の場を提供しています。集団活動を通じた育成（おやつの時間・帰りの会），各種行事，児童館を利用する児童との交流が行われています。

ウ 児童館におけるこれまでの取組

児童館は，地域の0歳から18歳未満の子ども達を対象に，切れ目なく子どもの成長を見守る場として位置づけられてきました。これまでも，遊びを通じた子どもの成長を見守ってきたばかりでなく，社会的ニーズに応えるため，活動の3本柱である「児童館事業」「子育てひろば事業」「学童クラブ事業」の事業を充実させてきました。

また，健全育成に関する先駆的な取組を行うなど，地域に根ざした施設として役割を果たしてきました。これまで児童館が果たしてきた役割を整理した内容は次のとおりです。

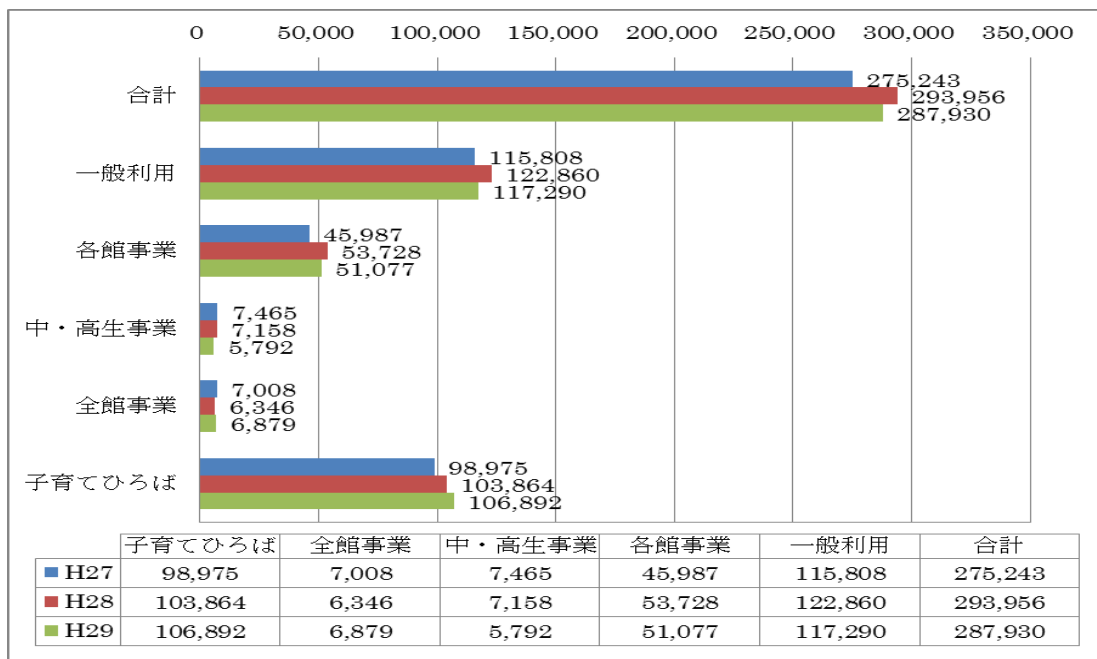
- 大人の目が届く中で安心して遊べる場の提供
- 専従の職員配置による遊びの工夫・創造
- 日本の伝統的な遊びや行事の復活・再生及び子どもたちの身近な場所での継承
- 子どもたちが主体的に参加・参画する「児童館メンバーズ」の活動を通じた，子どもたちの意見の具現化及びリーダーの養成
- 児童館まつりなどのイベントや運営会議・乳幼児施設連絡会等，地域の子どもの中心とした地域の大人たちのネットワーク化
- 地域の身近な場所での乳幼児親子の居場所と交流の場の提供及び産後間もない親たちの「地域デビュー」の後押し
- 日常的な活動を通じて，幼児サークルや母親クラブ等の親たちの交流の輪を広げ，子育て中の親たちの活躍の場を創設
- 上記の活動を通じた産後間もない母親の育児不安や孤立した子育ての解消

#### エ 児童館の利用者数の推移

児童館の利用者数（事業区分ごと）は，次図のとおりであり，子育てひろば事業を中心に，利用者数は増加傾向にあります。

なお，利用統計上の「一般利用」は自由来館数，「各児童館」は事業参加者数，「中高生事業」は主に午後5時から6時までの時間帯に実施している「中高生タイム」を利用した人数，「全館事業」は年5回実施している全児童館合同行事への参加者数です。

単位（人）



(2) 児童館以外の放課後事業の居場所

ア 学童クラブ

市では，放課後等に保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に，適切な遊びや生活の場を与え，その健全育成を図るため，児童館や小学校内などにおいて，「放課後児童館健全育成事業（学童クラブ）」を実施しています。共働き家庭等の増加により，入会保留児童対策を推進してきた結果，現在，学童クラブは市内40施設となり，児童館併設以外の学童クラブにおいては，社会福祉法人，公益財団法人，株式会社など，多様な主体によって運営されています。

イ ユーフォー

市内全小学校20箇所において，放課後の学校施設等を利用して子どもたちが安全に遊べる場所を提供するため，「放課後子供教室事業（ユーフォー）」を実施しています。ユーフォーの運営については，学童クラブ事業と一体的に行うことにより，利用する児童や児童を取り巻く家庭・学校の把握を効果・効率的に行うことができることから，学童クラブと同一の事業者によって運営されています。

(3) 児童館の老朽化の状況

市内の11児童館は、10箇所において築30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、そのうちの5箇所が築40年以上となっているため、児童の安全確保に向けた適切な対応が必要です。

今後、維持管理費や改修・更新費等、公共施設の更新等に係る財源確保が課題となっています。

ア 児童館(学童クラブ併設型)

(保有施設のみ)

(○=対応済、△=一部対応、×=未対応、- =該当なし)

施設名称	建物名称	建設時期		耐震基準	バリアフリー対応の状況						
		建設年度	経過年数		玄関	駐車場	通路	階段	EV	WC	標示
つつじヶ丘児童館・学童クラブ	つつじヶ丘児童館・学童クラブ	S39	50	旧耐震	×	×	×	×	×	△	×
	つつじヶ丘児童館ホール	S40	49	旧耐震	×	×	×	×	×	△	×
東部児童館・学童クラブ	東部保育園・東部児童館・学童クラブ・東部公民館	S49	40	旧耐震	×	-	×	×	-	×	×
国領児童館・学童クラブ	国領児童館・学童クラブ	-	-	保有施設以外	○	×	○	×	×	○	○
多摩川児童館・学童クラブ	多摩川児童館・学童クラブ	S52	37	旧耐震	△	-	×	×	-	○	×
深大寺児童館・学童クラブ	深大寺児童館・学童クラブ	S53	36	旧耐震	×	-	△	△	-	△	×
富士見児童館・学童クラブ	富士見児童館・学童クラブ	-	-	保有施設以外	△	×	○	-	-	○	×
佐須児童館・学童クラブ	佐須児童館・学童クラブ・佐須ふれあいの家・図書館佐須分館	S57	32	新耐震	○	×	△	○	-	○	○
西部児童館・学童クラブ	西部公民館・西部児童館・学童クラブ	S57	32	新耐震	○	○	△	○	△	○	△
緑ヶ丘児童館・学童クラブ	緑ヶ丘児童館・学童クラブ	S58	31	新耐震	×	×	×	△	-	×	×
調布ヶ丘児童館・学童クラブ	調布ヶ丘児童館・学童クラブ	S59	30	新耐震	○	×	△	-	-	○	×
染地児童館第1・第2学童クラブ	染地児童館第1・第2学童クラブ	H3	23	新耐震	○	×	△	△	-	○	×

(公共施設白書より)

(4) 児童館職員の配置状況 (令和元年12月現在)

ア 児童館職員の資格

国は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の中で、児童館には「児童の遊びを指導する者」を置かなければならないとして、その資格を以下のように定めています。

- 児童福祉施設の職員を養成する学校その他養成施設を卒業した者
- 保育士の資格を有する者
- 社会福祉士の資格を有する者

- 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者，大学への入学を認められた者，もしくは十二年の学校教育を修了した者等であって，二年以上の児童福祉事業に従事した者
  - 幼稚園，小中学校，義務教育学校，高校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
  - 社会福祉学，心理学，教育学，社会学，芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する過程を修めて卒業したもので，児童厚生施設の設置者が適当と認めた者
- (以下略)

イ 本市の児童館職員の配置状況

**【正規職員 44 人の内訳】**

- 保育士の資格を有する者 1 人
- 社会福祉士の資格を有する者 1 人 ※他と重複あり
- 幼稚園，小中学校，義務教育学校，高校等の教諭となる資格を有する者 10 人 ※他と重複あり
- 関連学科（社会福祉学，心理学，教育学，社会学，芸術学，体育学等）を卒業した者 10 人 ※他と重複あり
- 上記を除き，二年以上の児童福祉事業に従事した者 18 人
- 上記のすべてに該当しない者（無資格） 9 人

ウ 経験年数

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| (ア) 2 年未満      | 10 人            |
| (イ) 2 年から 5 年  | 8 人             |
| (ウ) 6 年から 10 年 | 10 人            |
| (エ) 10 年以上     | 7 人             |
| (オ) 20 年以上     | 9 人（うち元専門職 8 人） |

### 3 子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化

近年，子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しており，児童館においても，それらの動向等を注視しながら，日々の運営に努めています。



#### (1) 少子化と人口減少

少子化が進む中で，日本の総人口は減少傾向にあります。市の人口は現在も増加傾向が続いており，人口推計（平成30年度基本推計）では，令和10年度をピークに減少に転じると見込んでいます。また，年少人口については，令和7年度をピークに減少に転じると見込んでおり，将来的に児童館利用者が減少することが懸念されます。

#### (2) 子どもの体力の現状

文部科学省の調査結果によると，子どもの体力・運動能力は，昭和60年ごろから現在まで低下傾向が続いており，運動する子どもとしない子どもの二極化の傾向が指摘され，体を思い通りに動かす能力の低下が指摘されています。また，肥満傾向の子どもの割合が増加しており，高血圧や高脂血症，将来の生活習慣病につながるおそれがあります。体力の低下は，子どもが豊かな人間性や自ら学び自ら考える力といった「生きる力」を身に付ける上で悪影響を及ぼし，創造性，人間性豊かな人材の育成を妨げるなど，社会全体にとっても看過できない問題です。

#### (3) 子どもの遊び場，放課後の状況

内閣府生活行動意識調査によると，学年が上がるにつれて，クラブ活動や学習塾などへの所属率が増加しています。公園や道路といった公共の場の安全性が低下し，子どもたちが遊べる場が少なくなった，それに加えてゲーム機やインターネットの普及，塾やおけいこ事にも時間をとられ，子どもたちが外で遊ぶ機会が著しく少なくなってきました。また，保護者の就労状況に伴い，学童クラブへの入会希望も年々増加傾向にあります。

#### (4) 家庭・家族形態の多様化

少子化，核家族化，女性の社会進出による共働き家庭の増加や，ひとり親家庭や，離婚・再婚を経ての再形成家庭，祖父母が保護者となる家庭等，家庭・家族形態の多様化が見られます。

#### (5) 支援が必要な子ども・子育て家庭

児童虐待に関する相談件数は児童相談所・市町村の窓口ともに増加の一途にあり，命に係わる事例も多く発生しています。

#### (6) 子どもの貧困

日本では，子どもの7人に1人が貧困状態にあり，特に，ひとり親世帯の相対的貧困率は，5割を超えていることが報告されています。また，貧困が学力や就業にも影響を及ぼすことによる貧困の世代間連鎖が懸念されています。

### 4 市の児童館の主な課題

前述したように，児童館はこれまでも様々な取組を行ってきました。しかしながら，検討委員会報告書で述べられているように，時代と共に子どもや子育てをめぐる環境は変化し続けており，児童虐待，不登校，貧困などの新たな社会的な課題が生じています。

児童館は，0歳から18歳未満を利用対象とした公的機関であることから，今後の役割として，検討委員会報告書で示された現状における児童館の課題への対応とともに，これらの新たな社会的な課題を踏まえた支援も行っていくことが求められます。

検討会では，それらのことを踏まえ，以下のとおり児童館が直面している様々な諸課題を大きく3つに整理しました。

#### (1) 子ども，保護者の多様なニーズへの対応

ア 児童館には，子どもや子育て家庭に対する支援の拠点として身近な居場所となり，遊び等を通じた子どもの発達や成長支援のほか，専門的な内容を含んだ子育て相談への対応，子育て情報の発信等が求められていることから，専門的な課題への対応や，スペースの確保，開設時間を拡大するなど，子育てひろば機能の更なる充実を図る必要があります。

イ 小学生は，身近なところに安全・安心な遊び場や居場所を求めているため，地域の公園や子どもが利用できる施設を活用して，遊びや児童館が行う文化的活動等の体験の機会を提供する等，広域的な事業の展開が必要です。

ウ 中高生世代にとって、学校でも家でもない第三の居場所が必要とされており、中高生世代の多様な相談への対応や活動スペースの確保、開設時間の拡大、スタッフの配置等、中高生世代がより利用しやすい体制を整えることが必要であります。

(2) 子どもを取り巻く厳しい社会環境への対応

ア 0歳から18歳まで切れ目なく子ども・子育て世帯を支える、地域の健全育成の環境づくりが必要です。

地域の身近な社会福祉施設として、虐待、不登校、見えない貧困など、問題の発生予防・早期発見の役割を担うとともに、困難を抱える子ども・若者を支援するため、地域や関係機関と連携・協力しながら施策を推進する必要があります。

(3) 児童館に必要とされる機能・役割の持続的な提供

ア 問題の発生予防・早期発見等の福祉的課題に対応しながら、切れ目ない支援を行うために、職員の専門性の維持・継続が必要です。

イ 0歳から18歳までの居場所・活動場所としての施設、設備の整備や、老朽化への対応が必要です。

【参考：検討委員会報告書で示された児童館における課題】

＜乳幼児家庭の支援＞

- ・乳幼児親子の利用時間帯の制限がある（三季休業や平日午後など、小中学生の利用が中心）
- ・利用者対応の不足（相談員の勤務体制⇒1館当たり1人・週4日配置，児童館職員の事務量の増加）
- ・相談員や児童館職員の力量や考え方による事業展開の偏り
- ・専用室の設置などハード面の不足
- ・相談体制や情報提供などのソフト面の不足
- ・子育てひろば事業の周知・広報等が不十分

＜小学生の支援＞

- ・施設の老朽化に伴う設備の不具合や工事増加への懸念
- ・登録不要な施設のため，安全確保の面で不安がある
- ・課題を抱えた子ども・家庭への個別的支援が実施しづらい状況
- ・異動を伴う職場のため，スキル継承や向上，長期・継続的な支援が困難
- ・児童館が小学生の育ちや遊びの重要性に対して発揮している機能の周知不足・発信力が弱い

＜中高生世代の支援＞

- ・中高生世代の受け入れ体制が不十分（物理的スペース，開館時間，中高生が楽しめる活動内容等）
- ・職員の苦手意識やスキル不足，ロールモデルとなる学生等の確保ができていない
- ・中高生世代特有の課題解決する仕組みや相談相手の不足
- ・サードプレイスについての地域社会や学校などの理解不足

＜地域との連携を実現するための児童館の基盤＞

- ・職員の異動があるため，関係性構築に時間がかかる
- ・学校との日常的な連携
- ・子どもと地域住民との橋渡しや児童の健全育成に関心のある人材の地域からの発掘，NPO・民間企業等との協働促進
- ・福祉的課題（貧困・虐待・不登校等）への支援体制や方法に対する職員の経験不足
- ・子どもを中心とした有機的な地域のネットワーク形成
- ・地域への児童館の理解促進

＜職員配置＞

- ・職員の意識差がある。職員個人ではなく児童館組織として，地域との連携が期待されている
- ・10年以内に退職する専門的知見を有する元児童厚生職員のノウハウ継承等への不安
- ・他部署への異動があるため，専門知識やスキルの蓄積が不十分
- ・専門的な技術や知識をもち，児童館ガイドラインで示されている職務を遂行できるような人材の育成
- ・館長を中心としたマネジメント力やリーダーシップの発揮

## **第 3 章**

**課題解決に向けた検討**

**及び取組の方向性**

## 1 課題解決に向けた検討の視点

前述の3つの課題への対応策を検討するにあたり、今後の児童館の在り方として次の視点が挙げられます。

- (1) 児童館は、地域に密着した総合的な子ども・子育て支援の拠点であることから、乳幼児から青年期までの幅広い世代に切れ目なく支援することができる体制を構築する。
- (2) 限られた財源の中、長期的な視点から、人材・コスト面においても安定的に実施できる取組を検討する。
- (3) 「調布市児童館のあり方検討委員会」からの提言に留意しつつ、児童館として実施する必要性や取組の優先度を多角的に検討する。

## 2 方針策定に向けた検討体制及び経過

第1章でも述べたとおり、方針策定に向けて、上記の視点を踏まえ、実現可能な取組とするため、以下の体制で方針策定に向け検討を進めました。

- (1) 今後の児童館の在り方・運営に関する検討会

検討会は、児童青少年課が事務局となり、現場経験のある管理職を含め7人の館長及び選出職員（主査職）により、平成29年度から平成31年度までに計13回開催しました。

- (2) 公立保育園及び児童館の在り方、運営形態に関する検討会

当検討会では、持続可能な児童館の果たすべき機能や、組織、人員体制等について、平成29年度に4回、平成30年度に4回の検討を行いました。

- (3) 都内児童館の運営に関するアンケート及び視察の実施

児童館のあり方・運営に関する検討会の中で、児童館の果たすべき役割・機能等を議論するためには、運営形態も含めて都内及び近隣自治体の現状や課題を把握することが必要であるという考えのもと、近隣自治体へのアンケート調査及び視察を実施しました。

## ア 都内児童館へのアンケート調査【資料編 P 3 4 参照】

平成 2 8 年度に設置した「調布市児童館のあり方検討委員会」報告書のまとめと提言を受け、以下の 2 点について、児童館を設置する都内 2 3 区及び多摩地区 2 6 市にアンケート調査を実施しました。

(ア) 児童館の機能分類について（センター児童館，特化型児童館の設置の有無）

(イ) 職員の専門性の確保について

## イ 近隣自治体への視察調査【資料編 P 3 8 参照】

児童館の在り方・運営形態を検討していく上で、近隣自治体の実施している運営体制を調査し、検討材料にする必要があることから、委員自らが都内及び近隣自治体で運営を行っている児童館及び民間事業者が運営している児童館へ視察を行いました。

(ア) 実施期間

平成 2 9 年 2 月 9 日～令和元年 9 月 4 日

(イ) 視察先

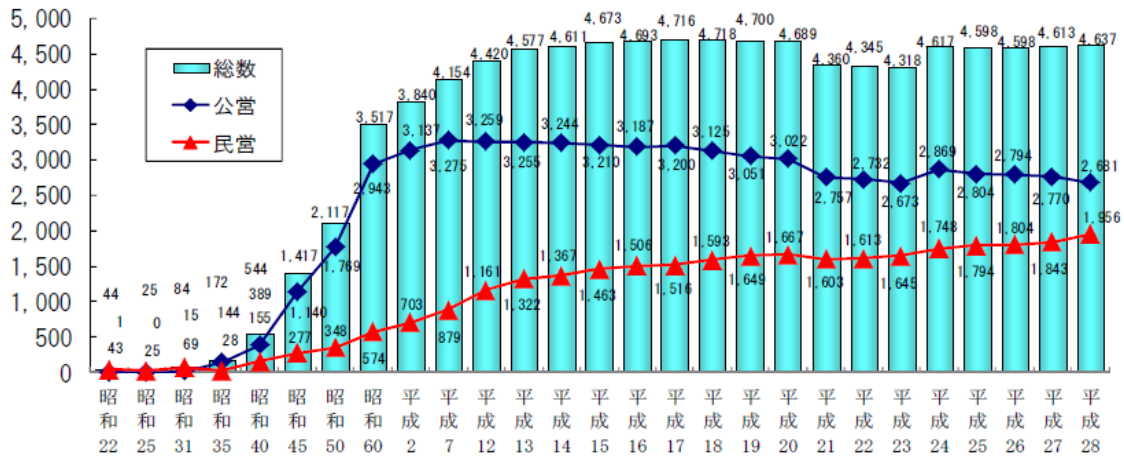
葛飾区，中央区，多摩市，日野市，西東京市，文京区

## (4) 児童館の運営主体の動向

児童館は、昭和 4 0 年代から 5 0 年代の高度経済成長期に全国的に設置が進められ、現在は施設の老朽化とともに、民営化が進んでいます。全国的には、平成 1 8 年度の 4, 7 1 8 箇所をピークに減少傾向に転じ、現在は横ばいで推移している状況です。(図表 1)

運営主体は、全国 4, 6 3 7 館のうち 5 7 %（平成 2 8 年度）が公営となっており、東京都では区部 4 5 2 館のうち 7 8 %，市町村部では 1 4 5 館のうち 7 3 %（平成 2 9 年度）が公営となっています。全国平均との比較では、直営の割合が大きいものの、少しずつ民営化が進み、運営の多様化が進んでいる状況です。

(図表1) 児童館数(公営・民営別)の推移



※1 社会福祉施設等調査より(各年10月1日現在の数値)

※2 平成21~23年の調査は、調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設があるため、平成20年以前及び平成24年との年次比較は適さない。

4 平成27年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童館における子育て支援等の実践状況に関する調査研究」(主任研究者 野中賢治)報告書

### (5) 市の児童館職員の課題

現在、調布市の児童館は、市の一般事務職が配置されており、他部署への異動もあるために、専門知識やスキルの蓄積、ノウハウの継承が課題となっています。また、平成4年以前に採用された元専門職(児童厚生)が、令和9年度には全員退職する見込みとなっており、検討委員会報告書にも指摘されているとおり、児童館の機能・役割を果たしていくための中核を担う職員の人材を育成していく必要があります。

市内11箇所の児童館には、1館あたり正規職員4人が配置されていますが、14ページに前述したとおり、国が定めた「児童の遊びを指導する者」の資格項目のうち「二年以上児童福祉事業に従事した者」のみの有資格者と無資格者の合計が職員全体の半数以上となっており、また、経験年数においても、10年以下の職員が半数以上を占めています。



このことから、現場で働く職員が限られた在職期間の中で、専門知識やノウハウを習得している状況があり、多くは経験の蓄積の中で専門性を身につけているのが現状です。

(6) 調布市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）

調布市では、今後の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する市の基本的な考え方を示す当計画の中で、3つの基本方針を掲げました。この基本方針の一つに「民間活力等の活用」が掲げられています。

【調布市公共施設等総合管理計画（抜粋）】

（基本方針3 民間活力等の活用）

行政と民間事業者等との役割分担のもと、市民サービスが適切に提供されることに留意しつつ、費用対効果などを総合的に考慮したうえで、民間でできることは民間に委ねるという考えのもと、民間活力等の活用を検討し、取組を進めていきます。

(7) 児童館の運営形態の比較

併設学童クラブを先行委託し、翌年度から児童館全体を委託した場合、次表のとおり、人員配置の削減を含めた財政効果を想定しています。（令和2年～令和8年で7館委託）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人員配置の削減 (職員数)	▲1人	▲3人	▲3人	▲3人	▲4人	▲5人	▲5人
	令和8年度までに(44人のうち)24人を減員						
	(43人)	(40人)	(37人)	(34人)	(30人)	(25人)	(20人)
財政効果	令和8年度までの合計額 ▲ 2億6986万円						
	▲399万円 /年	▲1178万 円/年	▲1509万 円/年	▲2619万 円/年	▲4083万 円/年	▲6674万 円/年	▲8190万 円/年

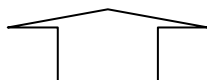
### 3 課題解決に向けた持続可能な取組の方向性

児童館の将来像の実現に向けて、上記の視点を踏まえ、実現可能な取組を精査した結果、次の対応策に取り組むこととします。

- (1) 子ども・子育て家庭におけるニーズの多様化や、不登校・貧困などの子どもを取り巻く環境に適切に対応し、限られた経営資源の中で質の高いサービスを持続的に提供していくため、児童館の運営手法を見直していくこととします。
- (2) 児童館の運営に民間活力を活用し、行政と民間事業者の役割分担を整理します。
- (3) 民間活力の活用にあたっては、地域における学童クラブやユーフォーとの連携のほか、民間事業者におけるノウハウ等の活用・継承を図りながら、柔軟な市民サービスの提供を行うとともに、専門性を有する正規職員を継続的に確保し、適正な職員配置を行うなど、児童館の将来像の実現に向けて、創意工夫のある、迅速かつ柔軟な児童館運営につなげます。
- (4) 児童館の将来像の実現に向けた行政と民間事業者との役割分担を踏まえ、公設公営の児童館では、民間活力を活用した児童館を統括・指導しながら、全市的な児童館事業や全館事業に取り組むとともに、子どもや子育て家庭が抱える課題の解決を図るため、適切な機関につなげる役割を果たしていきます。
- (5) これまで培ってきた児童館と地域等とのつながりを継続・発展させていくため、公設公営児童館を基幹型児童館として位置づけ、民間活力を活用した児童館と地域、関係機関等との連携を支援するなど、各地域の中心を担う児童館運営を行います。
- (6) 基幹型児童館における地域や関係機関等とのコーディネーター機能の強化に向けて、費用対効果を踏まえた中で、専門性を有する職員の配置など、体制強化の検討を行います。

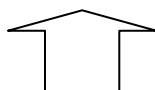
**児童館の将来像**（調布市児童館のあり方検討委員会報告書）

「地域に住む子どもや大人の誰もが気軽に集うことができ、遊びの価値を発信し、切れ目なく子どもの育ちを支援できる児童館」



**調布市児童館の今後の在り方，運営に関する方針**

（平成29・30年度 調布市児童館の在り方・運営形態に関する検討会）



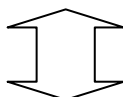
（課題解決にむけた方針策定）

● 児童館の3つの課題

子ども，保護者の多様なニーズへの対応

子どもを取り巻く厳しい社会環境への対応（虐待，不登校，見えない貧困等）

児童館に必要とされる機能・役割の持続的な提供



（提言を踏まえた検討）

**検討委員会の提言～2つの視点と4つの提言**

● 「地域に密着した総合的な子ども・子育て支援の拠点」

提言1 切れ目のない支援

提言2 センター機能型児童館を中心とした均衡のとれた運営

● 「地域とともに創り上げる子ども・子育て支援環境」

提言3 地域包括支援の視点からの児童館運営

提言4 市民や多様な人材の参加・参画

（平成28年度児童館あり方検討委員会報告書）

## **第 4 章**

### **調布市児童館の**

### **今後の在り方，運営に関する方針**

## 1 方針策定の目的

前述した取組の方向性を踏まえ、今後の児童館の具体的な取組として「今後の児童館の在り方，運営に関する方針」を策定します。方針策定の目的は以下のとおりです。

- (1) 児童館の将来像である「地域に住む子どもや大人の誰もが気軽に自由に集うことができ，遊びの価値を発信し，切れ目なく子どもたちの心身の育ちを支援できる児童館」の実現を念頭に置いた取組を推進する。
- (2) 子どもや子育て家庭を取り巻く環境が多様化・複雑化する子ども・子育てニーズへの対応を踏まえ，より効果的な児童館運営に向けて，児童館における機能の在り方などの整理に基づき，民間活力の活用も含めた取組を推進する。

## 2 <方針1>民間活力を活用した地域型児童館

### (1) 民間活力を活用した児童館運営

市の児童館は，これまでも子どもの成長や子育てを支援する地域の身近な施設として，様々な役割を果たしてきました。検討委員会報告書の中で，特化型児童館の設置が提言されているとおり，現在の児童館は，多様化したニーズへの専門性をもった柔軟な対応が必要となっていており，特に乳幼児家庭や中高生世代に対する更なる支援が求められています。

このような利用者層に対する相談・支援を行うには，専門性やノウハウのある職員の継続的かつ柔軟な職員配置が必要であり，そのためには運営手法の見直しが必要となっています。地域の身近なところで柔軟な対応が求められる地域型児童館においては，民間活力を活用し，民間の専門的なスキルを最大限に生かしながら，乳幼児家庭や中高生世代への対応をはじめ，各地域のニーズや実情に応じて，支援のあり方や方法等を検討していきます。

## (2) 民間活力の活用による効果

民間活力を活用し，地域型児童館を運営することで，以下の効果が想定されます。

### ○柔軟な市民サービスの提供

民間事業者のノウハウや専門的知識を活用し，市民要望へのきめ細かな対応など，柔軟な市民サービスの提供が期待できます。

### ○職員配置の適正化

民間事業者の柔軟な職員配置により，時期的に業務量の変動する事業等においても適正かつ継続的に専門性の高い人員を確保することが期待できます。これにより，経費削減等が図られ，その分を放課後の居場所事業全体のハード・ソフト面の向上に活用していくことが期待できます。

## 3 <方針2> 公設公営によるセンター機能型及び直営（基幹型）児童館

### (1) 直営（基幹型）による各地域の中心を担う児童館運営

直営児童館は，多様化した子ども・子育て家庭におけるニーズの把握や，不登校・貧困などの子どもを取り巻く環境に適切に対応していくため，国が発出した「児童館ガイドライン」に示されている理念に基づきながら，調布市子ども条例の理念を実現していくための児童館運営の中心的な役割を担います。

そのために，直営児童館は，市の考え方を，地域児童館を運営する民間事業者に伝えるとともに，運営に関する指導・助言等を行いながら，市全体の児童館運営の水準等を確保します。

また，委託した地域型児童館が地域や関係機関等と円滑に連携できるよう，コーディネート機能の強化に向けて，費用対効果を踏まえた中で，ジェネラリストソーシャルワークが必要とされる専門性を有する職員を配置するなど，基幹型児童館における体制強化を推進します。

このような視点から、直営（基幹型）児童館については、市内の東西南北に1施設ずつ計4児童館を設置し、行政が直接運営することにより、官と民が一体となった円滑な運営を推進し、市内全域における効果・効率的な児童館運営につなげていきます。

## (2) センター機能型児童館の設置について

直営（基幹型）児童館のうち1箇所を「センター機能型児童館」として位置づけ、市内児童館の指導及び連絡調整等やすべての子ども・子育て家庭への支援及び児童の健全育成に関する総合的な役割を果たします。

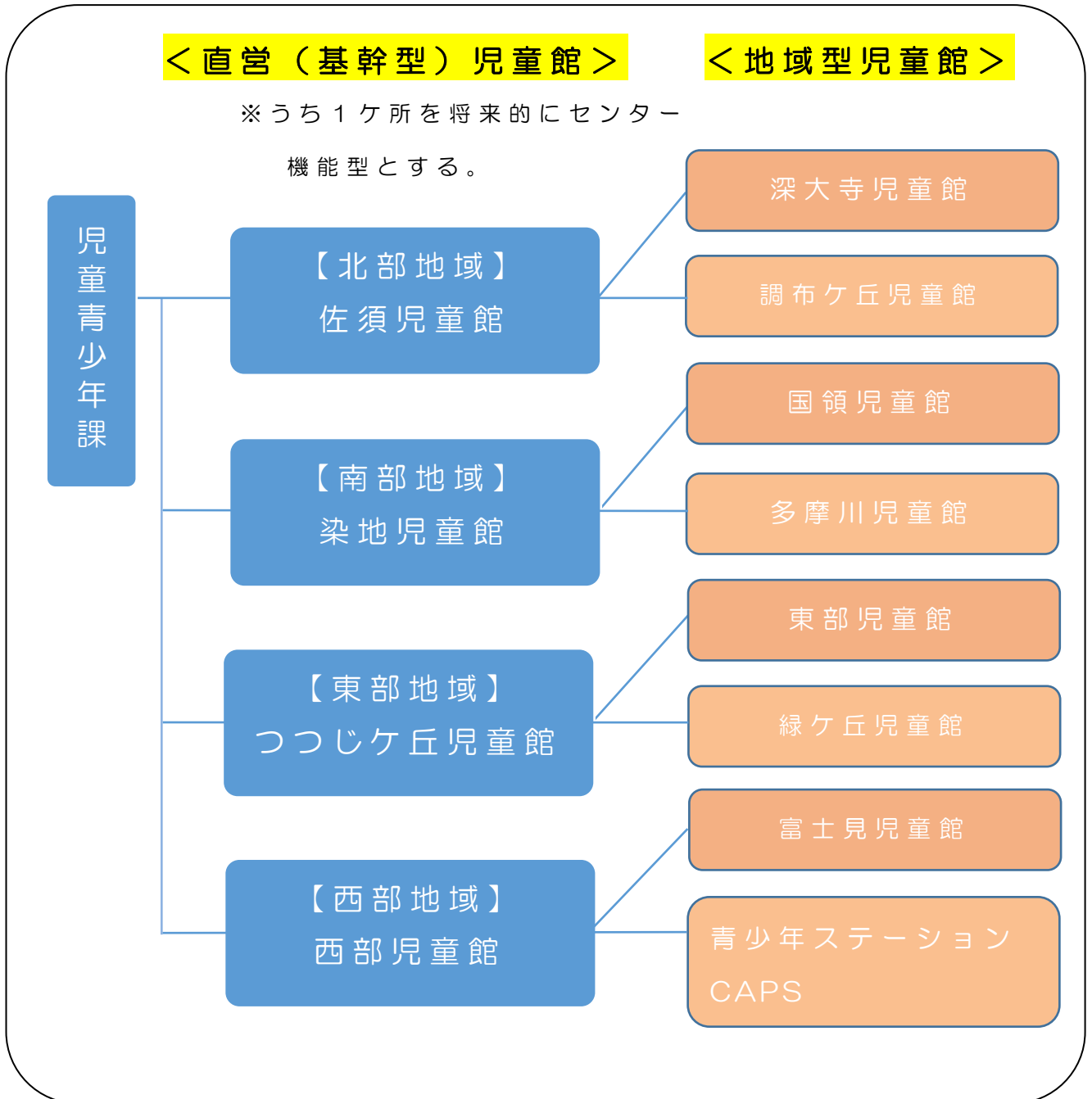
なお、センター機能型児童館の役割は以下のとおりとします。

- ア 児童青少年課との連絡調整をはじめ、全児童館の相互支援・施策調整など、総合的な連絡調整、庁内連携横断的事業及び全市的事業、モデル事業などの調整及び実施
- イ 地域の放課後児童対策全般に関わる実態把握及び相互調整
- ウ 広報活動や学習・講演会等を通じた、遊びの重要性及び健全育成の意義等の意識醸成・市民啓発
- エ 地域住民・関係団体との中枢的連携のほか、健全育成団体・子供会等の地域の健全育成活動の育成を支援するとともに、地域組織活動の連絡調整

## (3) 施設整備の方向性

民間活力を活用した地域型児童館を中心に、中高生機能や子育てひろば機能の改善について、費用対効果等を踏まえ検討し、必要に応じて取組を進めます。また、中・長期的な視点では、学童クラブの入会保留児童の状況や調布市人口推計等を勘案したうえで、令和2年度に策定予定の「（仮称）公共施設マネジメント計画」と整合を図りつつ、学校施設の建替や増築、大規模な改修等の機会を捉え、地域の実情等に応じて、児童館併設型の学童クラブの学校内等への移転を検討していきます。移転に伴う、児童館内の空きスペースについては、乳幼児支援や中高生世代支援への活用を検討していきます。

【児童館機能の整理（イメージ案）】





#### 4 方針の実施スケジュール

本方針に基づく取組は、令和元年度から令和8年度までの8年間での実施を予定しています。この期間において7館を地域型児童館として民間事業者へ委託し、4館を直営（基幹型）児童館として公設公営による運営を進めていく予定です。

また、行革プラン2019（令和元年～令和4年度）に基づき令和2年度に予定している個別の公共施設の在り方・方向性を定める「（仮称）公共施設マネジメント計画」の策定と整合を図りながら取り組んでいきます。

なお、事業者には児童館の取り巻く地域の実情を理解してもらうため、児童館内に併設する学童クラブを1年先行して委託することにより、直営からの引継ぎを行う期間を設け、民間事業者と利用者及びその保護者、地域の住民や関連団体等との関係性を構築していきます。

#### 【今後の大枠のスケジュール】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基本構想	第5期基本構想					第6期基本構想			
基本計画	前期基本計画	後期基本計画				前期基本計画			
公共施設マネジメント	公共施設等総合管理計画に基づく取組の検討・実施(平成29年度～令和8年度)								
			(仮称)公共施設マネジメント計画策定	(仮称)公共施設マネジメント計画に基づく取組の検討・実施(平成29年度～令和28年度)					
児童館		児童館の今後の在り方、運営に関する方針策定	児童館内の学童先行委託	地域型児童館における民間活力の活用(2館)	地域型児童館における民間活力の活用(5館)				
				基幹型児童館の整備(2館)	基幹型児童館の整備(1館)			基幹型児童館の整備(1館)	
公共施設等総合管理計画及び(仮称)公共施設マネジメント計画に基づく取組の検討(機能集約等)									

# 資料編

- 児童館職員の職種及び児童館機能に関する調査結果まとめ
- 児童館あり方検討に伴う他自治体視察まとめ

児童館職員の職種及び児童館機能に関する調査結果まとめ

区市名	児童館職員の職種(公設公営の自治体のみ回答)		児童館機能について			
	児童館職員採用・配置	児童館職員の専門性	特化型児童館及びセンター機能型児童館の有無	特化型児童館特徴・事業・業務	センター機能型児童館役割・事業・業務	児童館の課題今後の方向性
1 千代田区	児童厚生(専門職) 福祉職(保育士等)	児童館職員採用については、正規職員、非常勤職員ともに教員免許、保育士等有資格者を採用している。	センター機能型児童館		基幹児童館として、児童館合同の卓球大会、子育てまつり等を実施。また、中学生の居場所として中学生向け事業を開催。	本区においては、乳幼児のひろば事業、小学校入学前までの乳幼児の一時預かり、学童クラブ、小学生事業、中学生事業、児童館業務と業務が多岐にわたっている。今後は、区民のニーズ等も視野に入れ、精査していく必要がある。
2 中央区	福祉職(保育士等)	専門研修の受講や各児童館職員による連絡会を実施している。	センター機能型児童館			本区は3地域に分かれており、各地域に1館ずつ公営館を置き、同地域内の公設民営館(指定管理者)の行事や運営についての相談・調整等を行っている。
3 港区	福祉職(保育士等)	区や都が実施する研修へ積極的に参加している。	無			人口増加に伴う定員拡大に向け、場所の確保が課題です。
4 新宿区	福祉職(保育士等)	区直営児童館の場合は、保育士等を配属。指定管理者により運営されている児童館は、業務要求水準により、児童福祉施設最低基準を準用した職員の資格要件を課している。	無			現状、特にない。
5 文京区	福祉職(保育士等)	保育に関する研究テーマを設定して研究会を実施することや、本区での独自の研修等により、児童館職員の専門性の向上を図っています	無			放課後子ども教室の実施状況を踏まえながら、児童館のあり方を検討していくこととしています。
6 台東区			無			台東区では、現在、放課後対策の方針の策定を進めており、今後は方針に沿って学童等の整備を進めていく予定である。それに伴い、児童館の需要の変化を見定めて行く必要がある。
7 墨田区	(墨田区は全11児童館が指定管理制度(公設民営)です。)		無			区内には11館あるが、建築年数が31年～46年経っており、老朽化が進んでいる。一方、児童館に課せられる役割は増加傾向にあることから、施設の見直しが必要となっており、今年度、児童館のあり方検討を行っている。
8 江東区	福祉職(保育士等) (福祉職の採用は、産育休や定年による退職等の欠員補充に限る。)	以下の研修を実施すること。また、都児連や他課の研修を受講させることにより、専門性の維持に努めている。 ○課内研修・全職員対象(年3回) ・新規採用等職員対象(年2回) ・非常勤職員対象 新規採用職員(年1回)・2年目以降職員(年1回) ○都児連の研修	無			平成29年度に区内全小学校に、小学生の放課後の居場所として、江東きつずクラブ(放課後子ども教室機能を持つ「A登録」と、学童クラブ機能を持つ「B登録」)を整備した。これにより児童館の主な利用者である小学生の利用が減ってきている。今後は児童館の運営方針の見直しを行う。また、子ども家庭支援センターなどの乳幼児子育て支援施設との連携等についても検討する。
9 品川区	福祉職(保育士等)	福祉職の採用要件(資格等)の専門知識を生かしつつ、児童館職員としての専門研修やOJTを行い、専門性の維持を図っている。	特化型児童館	25館のうち9館を、中学生支援に特化した「ティーンズプラザ」として運営している。		職員の人材育成 多世代交流事業の展開 児童館の老朽化対策
10 目黒区	福祉職(保育士等)	子育て支援課の研修、運営指針等のOJT、館長の指導等	特化型児童館	中学生に対応した児童館で、音楽スタジオ、屋外ボールコート(バスケットボールの公式試合が可能)を備えている。		非常勤職員の慢性的な欠員
11 大田区	児童厚生(専門職)		特化型児童館	中学生対象に、音楽スタジオやダンス用の鏡を設置している。	現在は、該当なし。	平成28年8月に、今後の方向性として「児童館のあり方」が決まり、具体的な内容について検討中である。
12 世田谷区	児童厚生(専門職)		特化型児童館	世田谷区内25館のうち、5館を中学生支援館、5館を子育て支援館として指定している。 中学生支援館では、中学生世代対象の事業が充実しており、中学生世代の時間として特定の曜日に開館時間を1時間延長している。子育て支援館では、再任用職員を子育て支援担当職員として配置し、子育ての相談の場を設けている。また、地域で活動する方々と連携し、子育て応援ネットワークづくりを進め、地域情報の発信に取り組んでいる。いずれも、その業務にのみ特化しているわけではなく、児童館通常業務のほかにも力を入れて取り組んでいる業務である。		
13 渋谷区	(公設民営のため回答なし)		無			現在、公設民営で区内に2館設置している。区立小学校全18校に放課後クラブを設置したことで、小学生の放課後の居場所もあり、増設の予定も現在のところない。
14 中野区		児童厚生・保育士とともに福祉職として位置づけ、専門性を発揮しています。ただし、近年採用は実施していません。	特化型児童館	「U18プラザ」として主に中学生対応と乳幼児親子対応を中心とした事業をおこなっています。(区内3館) *「U18プラザ」は2017年度末で廃止になります。		中野区では、区内すべての小学校内に「キッズ・プラザ(小学生の遊び場機能と学童クラブ)」を設置する方針のもとに整備が進んでいます。それに伴い「キッズ・プラザ」ができた小学校区内の児童館は順次廃止する計画です。
15 杉並区	福祉職(保育士等)	課で研修を実施(年10～15回の選択研修の他、階層別の必修研修、事業推進のための担当者会を8～10回) また、都・区の実施する研修も受講。	特化型児童館 センター機能型児童館	①児童青少年センター(愛称:ゆう杉並) 中・高校生のための全区的な大型児童館として設置されている。ホールや体育室、完全防音のスタジオ、軽飲食や談話などができるロビー等の設備を備え、中・高校生がいつでも気軽に活動できる場を提供するとともに、「中・高校生運営委員会」活動や自主企画事業の支援など、様々な健全育成支援活動を展開している。 ②子ども・子育てプラザ和泉 乳幼児親子がいつでも気軽に利用することができる施設として、親子で遊んだり、くつろいだりすることができるよう乳幼児親子のつどいの場としての環境整備とともに、子育てに関する講座やイベントなどの実施、子育て支援サービスの利用相談、一時預かり事業などを行っている。 現在、1か所の設置であるが、今後区内7地域に各2か所(計14か所)の設置を計画している。	①児童青少年センター(愛称:ゆう杉並) センターの運営を担う職員(事業係)の配置のほか、児童館・学童クラブの職員や経理、施設維持、運営支援・調整、職員の実技研修等に関することを所掌する職員(管理係・児童館運営係)を配置している。 また、全区的な青少年の健全育成の促進、次世代育成基金に関すること等を所掌する職員(青少年係)を配置している。 ②ブロック(7地域)単位の調整 区内7地域の各地域で1か所の児童館を指定し、各地域内の運営支援・調整や広域的事業の実施等を行っている。	行政計画(杉並区立施設再編整備計画(第一期))を策定し、現在の児童館が果たしている機能・サービスを、小学校施設や子ども・子育てプラザなどの施設で継承する取組を段階的に進めることとしている。(計画の詳細については、杉並区公式ホームページを参照されたい。)
16 豊島区	その他 (児童館の正規職員として、児童厚生及び福祉職は採用していない。豊島区の児童館は、主な利用対象者を中学生高校生とする児童館(中学生センター)なので、専門職(非常勤職員)として、中学生センター(ジャンプ)には、青少年支援員を採用している。)	非常勤職員ではあるが、専門性のある職員を採用し、豊島区としての研修はもちろん、積極的に東京都などの「虐待」「不登校」「引きこもり」「性」等青少年にかかわる諸課題についての研修や講演会等に参加するだけでなく、職場交流会(ジャンプ連絡会、職場体験など)を通して、専門性を維持している。	特化型児童館	ボランティアや企業の社会貢献活動として中学生の自主活動への支援(バンド支援・ダンス支援・企画実行委員会支援) 学習支援、不登校支援子ども食堂などを実施している。 また、交流事業、相談事業、地域活動支援などを行っている。		特化型支援、特に中学生支援の在り方や関わる職員(ユースワーカー)のスキルアップ、指導育成 ボランティアや企業の社会貢献活動の受け入れと関わり方
17 北区	福祉職(保育士等)	職員研修: ①東京都児童館等連絡協議会、②特別区職員研修所、③北区立児童館長会専門部会(研修部会)等が主催する各種研修会を受講 人事異動: 児童館のほか、保育園、子ども家庭支援センター、子ども発達支援センター、福祉事務所ケースワーカーとの人事異動あり	特化型児童館	子どもセンター: 乳幼児クラブ活動、乳幼児親子の居場所提供としてプレイルーム等の開放、子育て相談、親育ちサポート事業(ノーバディズ・パフェクト(NP)プログラム)、イクメン講座等の実施 ティーンズセンター: クラブ活動(ダンス、卓球等)、学習・趣味・スポーツ等ができる居場所提供としてプレイルーム等の開放、中学生会議を開催し中学生が主体となって各種イベント等を企画して実施(サンタに扮して乳幼児宅へのプレゼント配付、デイキャンプ等)、TEEN'S LIVE等の実施		北区では、平成31年度を目途に全ての小学校において放課後子ども総合プランを導入する計画で、毎年5校程度実施校を増やしています。同プランの実施に伴い、小学生の新たな居場所が小学校内に確保された児童館から順次、乳幼児親子の居場所機能と子育て支援機能を充実する「子どもセンター」へ移行していきます。 同様に、中学生世代の居場所機能を充実する「ティーンズセンター」にも移行しますが、既存の児童館施設を使用するため、防音の音楽室や大きな体育館等のハード的な整備が難しく、ソフト面の充実に向けています。
18 荒川区	児童厚生(専門職) 福祉職(保育士等)	・区独自のひろは館研修や児童健全育成推進財団主催の研修、東京都児童館等職員研修会を通して児童館職員のスキル向上をはかっている。 ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「児童館ガイドライン」、荒川区児童館運営指針(平成22年3月30日付)に基づき事業運営をしている。	無			当区で平成20年4月に策定した「ふれあい館整備ニュープラン」に基づき、地域住民のコミュニティの拠点となる「ふれあい館」に直営児童館も移行する方向である。
19 板橋区		児童館職員として必要なスキルや知識に関する研修を年複数回実施している。	特化型児童館	板橋区では、主に乳幼児親子を対象とした運営を行っている。 乳幼児の年齢に応じたプログラムや保護者向けの教室などの活動のほか、子育てや子どもに関する相談業務等を行っている。		特化型児童館に機能転換したことにより強化された相談機能等、関係機関との連携を要する事業について、児童館の役割や位置づけをどのように確立していくか。

20	練馬区	(児童指導、保育士、用務、警備を配置。)	課内研修による専門知識等の習得。	無			当区では今後、学童クラブと児童放課後等居場所づくり(ひろば)事業を一体的に運営するねりっクラブの拡大を進める予定である。これに伴い小学生の居場所が児童館から小学校内に移行していくため、児童館については、乳幼児と保護者、中高生向けのサービスの充実をはかっている。
21	足立区	福祉職(保育士等) その他 (足立区は、「住区(コミュニティ)センター」が48施設あり、近隣の町会・自治会の方々を中心に地域の方で組織された「管理運営委員会」が、60歳以上の方のための悠々館、学童保育室、集会所、児童館を管理運営している。管理運営委員会は、適格と認められた方々を従事者として雇用している)	採用の条件として有資格者とはしていないため、担当課主催の研修(基礎研修、実践研修)や都主催の研修への参加、各児童館への区職員の巡回、5ブロックに分けて実施地域毎の児童館職員の会議での情報共有や意見交換等により、スキルアップを図っている。	センター機能型児童館		・住区(コミュニティ)センター児童館に向け、実践研修、出張研修の実施 ・区の施策の事業開発 ・児童館職員向けの会議の実施	・児童館職員の資質向上 ・狭いスペースでの異年齢の共存 ・中高生の対応について(地域による) ・学童保育室待機児対策の一環として「ランドセルで児童館」を実施。それに伴う児童館来館者増への対応 ※「ランドセルで児童館」登録者は、「児童館入退室メール配信サービス」にも登録でき、利用することができる。
22	葛飾区	福祉職(保育士等)	特別区等の研修に参加したり、・飾区独自の研修を行ったりすることで、職員の専門性を維持しています。	特化型児童館 センター機能型児童館	地域児童館の機能に加えて、中・高校生への対応に重点を置いた事業を展開しています。例えば、毎日午後6時から8時までが中学生タイムになっており、飲食や卓球、バドミントンやビリヤード等ができます(館により時間帯・設備は異なります)。また、スタディールームで宿題や勉強ができます(児童館職員への質問も可)。	地域児童館の機能に加えて、各地域ブロック内の児童館・学童保育クラブを統括するとともに、保育園、学校、子ども家庭支援センター、児童相談所、民生委員児童委員等関係機関との連携を図り、児童健全育成事業充実のための中核を担っています。特に、乳幼児を対象とした事業拡大の一環として、育児不安の解消等を目的とした専用の相談室を開設するとともに、相談専用電話を設置しています。	・飾区では「飾区版ネウボラ事業」と銘打って、出産や育児に関する不安を解消するとともに、妊婦、乳幼児の心身の健康の保持・増進を図るため、全ての妊婦、母子及び家族を対象として、妊娠前から就学前まで、切れ目のない支援を提供する枠組みを整備・強化していきます。具体的には、妊娠届の提出時に、保健師等の専門職による面接を充実させ、全ての母子と家庭の状況を把握し、個々の状況に応じて継続的な支援を行います。また、母子の健康や育児環境に心配のある家庭への産前・産後の訪問支援を始め、育児や保育サービスに関する相談・助言・情報提供や、乳幼児の保護者を対象とした講座等を実施します。
23	江戸川区	一般事務職 その他 (専門的な資格・知識を持つものを非常勤職員として採用している。)	・雇用条件を、教員免許・保育士の資格を持つもの、または児童の指導に関し、相当の知識及び経験があるものとして採用している。 ・児童の心理理解や支援技術向上の研修を実施している。	特化型児童館	江戸川区では平成17年に全ての児童館(6館)を改修し「共育プラザ」を設置。共育プラザでは以下の事業を実施している。 ・中学・高校生の活動支援事業 ・乳幼児とその保護者の支援事業 ・世代間の交流を通じた健全育成事業		課題 ①施設の老朽化による、今後の施設のあり方 ②指導員のスキルアップ ③民間委託の可能性の検討
24	八王子市	一般事務職	・児童館子ども支援研究会として課内研修を行ったり、外部講師による講義を受けている。 ・児童健全育成推進財団による研修に参加している。 ・嘱託員・臨時職員対象とした課内研修を行っている。 ・各施設で館長や経験年数の長い職員によるOJTを実施している。	無			
25	立川市	(指定管理者制度導入のため公設公営の児童館はありません。)		無			当市全児童館(8館)は指定管理者制度による運営となっており、現在のところ指定期間満了のため、再選定の時期を迎えている。単なる居場所機能のみならず、地域の子育て拠点、子どもたちを通して地域コミュニティを形成する一つの拠点として、積極的に地域や関係団体と連携している。指定管理者の更新により、これまで築き上げてきた関係を損なうことなく、さらに発展させていくこと、サービスの質をいかに維持・向上させていくかが課題となっている。
26	武蔵野市	福祉職(保育士等) 一般事務職	保育園を含む人事異動により保育士職を確保し、各種研修への参加により専門性を確保している。				周辺地域の乳幼児・児童の増加に伴い子育て家庭への支援事業の必要性、保育所待機児童の増加、小学生の放課後の居場所確保などの課題が生じている。 地域が求める課題解決に向け、市民の意見を聞きながら子育て支援機能の充実を図り、子育て支援団体など市民の力を活かした運営を行っていく方向にある。
27	三鷹市	福祉職(保育士等) 一般事務職	・保育士等の福祉職(館長含む)を複数名配置している。 ・一般事務職は大学の教育課程修了者や子ども関係の職場経験者を配置している。	無			平成29年4月より児童館と社会教育会館地区館を統合し「多世代交流センター」となり、児童館機能、生涯学習支援機能、若者支援機能、多世代交流機能を併せ持つ施設となった。 今後、平成30年度に改修工事をし、平成31年度にリニューアルオープンを予定している。改修工事中の代替施設を使用し、事業継続が課題となっている。
28	青梅市	(児童館無)					
29	府中市	一般事務職	職員とは別に指導員を配置している。	無			住民票等窓口・公民館・高齢者福祉館・図書館との複合施設のため、施設のあり方自体を改めて検討する必要が生じている
30	昭島市			センター機能型児童館		・児童が自然科学から学ぶ不思議や驚き、音楽の楽しさ、人々との交流を通しての社会参加を体験し、またスポーツ活動による体力・健康増進等を図ることを目的に設置された施設である。 ・行事(工作系・音楽系・運動系・子育て支援・児童自主企画等) ・業務(環境整備・受付業務・行事準備・実施・見守り・支援等)	・利用者の減少 ・児童センター内で、食育や手作り玩具の提供等、新しいサービスを検討し、試みる。 ・園庭の有効的な利用方法
31	町田市	児童厚生(専門職) 福祉職(保育士等) 一般事務職	・都児連等主催の研修参加や市独自の研修会の実施	無			・児童館遠隔地の方に来館しなくてもサービスが受けられるような事業の展開 ・児童館を通じた地域を担う若者など人材の育成 ・大型児童センター5館整備後の中学校区へ小型児童館の整備
32	小金井市	児童厚生(専門職)		無			過去に児童館運営審議会において市内5館の地域児童館配置の方向性が示され、5館目の建設予定地までは確保したものの建設に着手できない状況で20年以上が経過している。既存の4館の老朽化対策と合わせて、市公共施設等総合管理計画に基づく施設の複合化・集約化・移設等に関する他課との協議・検討が必要。また、それに合わせて公設公営館の比率や役割についても検討を進める必要がある。
33	小平市			無			特になし
34	日野市	児童厚生 一般事務職	職員の企画による全体研修を年3回、児童の発達に関する研修を年1回、アレルギー研修を年1回実施。 そのほか、グループ研修として工作など職員間において自主的に研修を実施するなど専門性を高め、知識等を再確認している。	センター機能型児童館		・地域型児童館の指導、学童クラブの事業の指導。 ・保育園、幼稚園及び子供家庭支援センター、健康部等との連携。 ・地域の子育て事業の企画及び総合調整。 ・地域の子育て支援団体との協働及び支援。	・施設の老朽化。 ・市内10児童館のうち、2館が指定管理者制度導入。1館が民間委託を導入。今後も民営化の導入を検討。 ・貧困対策事業の推進。
35	東村山市	児童厚生(専門職)		無			現在、市内すべての児童館が公設公営であるが、運営形態について、民間業者での運営も視野に入れた検討が必要と考えている。
36	国分寺市	その他 (正規職員については一般事務職員を配置しているがその中でも教員免許等を取った職員配置が多い。嘱託職員については教員免許等を持った職員を採用し配置がされている。)	・研修の実施実践 ・実際の現場での経験	無			・日曜開館の実施について ・施設の老朽化
37	国立市	福祉職(保育士等) 一般事務職	当市では、児童厚生員の配置がなく、保育士等福祉職及び一般事務職のみの職場であるため、現在は、OJTによる内部での研修が主となり、保育的要素や応急的な内容についてのみ、外部講師による研修を実施している。 今後は、児童厚生施設として、より専門性を得られるような、外部講師による研修の実施を検討している。	特化型児童館	・3館のうち1館で平日18時～19時に中学生タイムを実施。 ・もう1館では、中間・期末考査などの前にあわせて学習スペースの提供を実施。	・行事のあり方や日々の児童館事業の見直し ・中高生、乳幼児も含めたすべての年代の子どもが利用しやすい児童館作り	
38	福生市			無			
39	狛江市	当市の児童館は、全て公設民営の児童館となっております。		無			女性の社会進出による共働き世帯の増加や、携帯による依存等、子どもを取り巻く環境が刻々と変化をしている中で、児童館を利用しやすい環境を整えるため、日常プログラムの精査、環境整備の強化を行っている。今後も利用促進を図り、児童館事業が形骸化することのないよう毎年度見直しを図ることが重要と考えられる。
40	東大和市	一般事務職	職員については、一般事務職を配置している。 専門職(保育士等)の嘱託員を1名～2名各児童館(6館)に配置している。	無			5時以降の中学生以上の対応。 学童保育所の特機児童対策として児童館でランドセル来館事業(放課後家に帰らずランドセルを持ったまま児童館に来館し、児童館で放課後の見守りを行う事業)を実施しているため一般来館者が遊べない児童館が出てきている。

41	清瀬市	児童厚生(専門職)		センター機能型児童館	清瀬市は、中央児童館、下宿児童館、野塩児童館の3施設があり、中央児童館が中心的役割を担っている。中央児童館は、通称「ころぼっく」と呼ばれており、市内、近隣市からの利用も多く、児童館部分と貸出施設として一般利用もできる有料ホールと会議室がある。また子ども家庭支援センター(集いの広場あり)の複合施設となっている。児童館には、音楽スタジオ1・2、学習室、工作室、遊戯室、子ども会議室、文化活動室、地域活動室、卓球コーナー、ゲームを行う畳スペースがある。運営委員会で児童館の年間活動方針・事業の報告・検討を行っており、主な事業としては、青少年育成機関ジュニアリーダーズクラブの活動、ころぼっくくんのハースティフェスタ、中高生のバンド活動支援事業、青少年委員の活動、1日動物村事業など、子どもに向けた事業を展開している。	時代とともに子どもを取り巻く環境の変化も大きく、子どもに与える影響も多い。それに対処していくために児童厚生員を始め、職員がどのように関わっていくか、どのような事業を展開していくかが課題である。今後の方向性としては、子育てから子育て(小さい時から認められる場があり、大人とよく知り合ってお互いが学び合えるような環境の中で育つことによって自己肯定感を持つことにつながり、育っていくこと)に繋げていく児童館にしていきたい。
42	東久留米市	児童厚生(専門職)		センター機能型児童館	市内に4つ児童館があり、1館が公設公営、3児童館が指定管理者制度を導入している。公設公営館で行っている役割は、市内4児童館の中核的役割を果たし、①指定管理者への適切な助言、②合同行事の実施、③要保護児童に関する情報の集約及び関係機関への情報提供である。公設公営館である中央児童館は、行事、児童館運営連絡会、研修を通じて、利用者に寄り添った児童館運営について、指定管理児童館の職員に時間をかけて丁寧に伝えてきた経緯がある。	平成31年1月より中央児童館に指定管理者制度が導入される予定で、市内4児童館全てが指定管理児童館になる。
43	武蔵村山市	一般事務職		無		施設の老朽化
44	多摩市	一般事務職	従来(昭和60年代まで)は児童厚生員の専門職採用があったが、それ以降は事務職配置となっている。その時代に採用されたベテラン職員からノウハウを継承することとされているが、マニュアルで習得できる問題でもないため、所管課としても対応を検討しているところである。	特化型児童館	児童館10館のうち 地域子育て支援拠点事業実施館:5館(一ノ宮・永山・諏訪・落合・唐木田) 中高生対策実施館:3館(一ノ宮・永山・唐木田) →中高生向けプログラムの実施、開館時間の延長(18時→19時)	・上記職員の専門性の確保について ・地域子育て支援拠点事業実施館以外の児童館のありかた、統廃合等
45	稲城市	児童厚生(専門職) 福祉職(保育士等)	都児連の出前講座を児童館研修として活用し、スキルアップを図っています。	無		放課後の居場所として児童館を周知することが課題となっています。また、利用者ニーズにそった開館時間等の変更を検討しています。
46	羽村市	その他 (児童館には、コーディネーターとクリエーターという職種があり、コーディネーターは各館1名配属しています。コーディネーターは、保育士または幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭の資格が必要ですが、クリエーターについては必須ではなく望ましいとしています。)	コーディネーターの採用は有資格者のみですが、クリエーターについては有資格者をなるべく採用するようにして専門性を維持できるようにしています。	無		児童館職員は、全て非常勤職員となっており、雇用の継続が臨時職員3年、嘱託職員5年となっております。期限が来る度に人員の入れ替えが必要となりますが、募集しても人員が集まらないなど対応に苦慮しております。
47	あきる野市	その他 (・教諭・保育士免許などを取得している者を非常勤職員として採用している。)	・係内での職員研修の実施(年2~3回) ・都、その他団体主催の専門研修へ派遣	無		・賞金引上げなど雇用条件の改善を図っているが、職員の確保が課題である。
48	西東京市	児童厚生(専門職)		特化型児童館	【いずれも中高生年代に特化した児童館】 ①ひばりが丘児童センター…運動系スポーツに重点を置いた機能を持った児童館であり、特にバスケットボールが自由にできる天井の高い体育室「アリーナ」や屋外に「フットサルコート」などを備えている。 ②下保谷児童センター…音楽・文化芸術活動に重点を置いた機能を持った児童館であり、音楽やダンスの発表のできる「小ホール」や無料で音楽・バンド演奏の練習のできる「スタジオ」などを備えている。	公共施設適正配置による児童館の再編成や児童館運営の民間委託への方向性の検討など



■児童館あり方検討に伴う他自治体視察まとめ

	中央区 ○	葛飾区 ○	日野市 ○	西東京市 ○
<b>1児童館の機能について</b>	<p>・児童館は、区内に8館（公設公営 3館、公設民営 5館）ある。</p> <p>・主な事業は、児童館運営、学童クラブ、乳幼児クラブ、子育て交流サロン「あかちゃん天国」（地域子育て支援拠点事業）</p> <p>調布市内にある11児童館では、児童館事業・学童クラブ事業・子育てひろば事業を三本の柱としておこなっておりますが、貴区の児童館が主に行っている事業についてお聞かせ下さい。</p>	<p>葛飾区には27の児童館があり、主に児童館事業・学童クラブ事業を行っています。</p> <p>学童保育クラブについては、小学校内に設置することを基本方針としており、準備が整った地域から、学校内学童の利用促進を図っています。</p> <p>こうしたこともあり、児童館内に設置してある公立学童の利用減少の傾向がみられたことから学童保育クラブを廃止とした事例もあり、現在、学童保育クラブの運営は27館の内24館となっております。</p> <p>また、乳幼児事業（子育てひろば事業）についても、取組を行っていますが、区内の児童館は小型児童館として認可を受けた施設がほとんどであり、小学生の利用がない時間に集会室や遊戯室等を活用している児童館が大半を占めています。このように専用のスペースの確保や実施時間など、国の基準を満たすものではないため、「のびのび広場事業」として、区民に周知し、子育てひろば事業と類似の事業として実施しております。</p> <p>なお、後の質問項目に「基幹型児童館」の記載がありましたが、基幹型児童館では、妊娠期から就学前まで切れ目のない支援を実施するネウボラ事業の一環として、母子健康手帳の交付や子育てに関する悩み・相談などを受ける子育て総合窓口を設置していることが特徴の一つになるものと思います。</p>	<p>日野市でも、児童館事業、学童クラブ事業、子育て広場事業を実施しております。基幹型児童館には子育て広場の設置に伴い専門の相談員を配置しています。また、地域活動の拠点づくりとして、ボランティア育成にも力を入れています。限られた予算・人材の中で子どもに関わる地域循環型のボランティア育成を試みています。※別紙参照</p>	<p>児童館事業・学童クラブ事業・子育てひろば事業</p>
<b>2職員体制及び配置について</b>	<p>○</p> <p>【採用・配置】福祉職 保育士</p>	<p>○</p> <p>【採用・配置】福祉職 正規職員は保育士又は教員の資格を有する者 非常勤職員は保育士・社会福祉士・教員・大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	<p>○</p> <p>【採用・配置】児童厚生及び一般事務職 各館によって配置が異なります。専門職（館長を含む）と事務職の割合が2：1となる事を理想と考え近づけるようにしています。</p>	<p>○</p> <p>【採用・配置】児童厚生 乳幼児から青少年までの発育・発達に合わせた専門的知識をもとに児童館運営がなされること。</p>
(1)児童館職員は、具体的にどのような職を配置されていますか。				
(2)（中央区・葛飾区）福祉職（日野市・西東京市）専門職を配置する必要性について、どのように考えていますか。また、どのように確保されていますか。	<p>○</p> <p>・保育士の人事異動は、児童館及び保育園となっているため、保育士を採用している。</p> <p>・正規職員に欠損が出た場合は、新規採用を行っている。ただし、正規職員を配置できなかった場合は、非常勤対応。</p> <p>・児童館は乳幼児期から利用しているため、育児相談等にも対応する必要があることから保育士を配置している。</p> <p>・児童虐待の早期発見や相談等もあるため、現場の経験者が必要。</p>	<p>○</p> <p>後に記述をいたしますが、本区は、従来の児童館機能を発展させ、新たな子育て支援拠点施設としての施設更新を進めており、その中の事業の柱として考えているのが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期から就学前までの切れ目のないきめ細かな支援を行う拠点</li> <li>・様々な事情を持つ子ども・子育て家庭への支援を行う拠点</li> <li>・地域の子育て力を向上する拠点になります。</li> </ul> <p>このように妊娠期から就学前までのお子さんやその保護者、様々な事情を有する子ども・家庭への支援など、相談内容から情報を掴み、適切な支援に繋いでいくためにも子どもの成長や支援に関する知識を有したものの配置が必要と考えています。</p> <p>なお、児童館の正規職員の配置は保育士を基本とし、採用は、保育園の保育士と同時に行っています。</p> <p>非常勤職員については、欠員状況に応じて募集を行います。例年2回から3回募集を行っています。</p> <p>広報誌やハローワーク、求人広告サイトなど、あらゆる媒体を活用して、募集を行っています。</p>	<p>○</p> <p>児童館事業においても学童クラブにおいても専門職がすべての事業の核となっています。事業の企画から、子どもや保護者対応なども、専門職員が各館で丁寧にチェックを入れていきます。アフターフォローもきめ細かくできるのは、やはり専門職員となっています。この配慮が利用者の満足度に直結しています。</p>	
(3)児童館は何人で運営していますか。正規職員及び臨時職員の構成・シフトを教えてください。	<p>○</p> <p>各館により異なる。築地児童館のシフトを渡す。</p>	<p>○</p> <p>正規職員 3名（勤務時間 9時30分～18時15分） 非常勤職員 4名（勤務時間 11時～18時） 臨時職員 繁忙期など、館の状況により各館で雇用（上限あり） ※非常勤職員については、学童保育クラブの受入れ児童数に応じて加配（受入れ人数60人～79人 +1名） （受入れ人数80人以上 +2名） また学童保育クラブの障害児の受入れ人数により加配</p>	<p>○</p> <p>【公設公営】 ①基幹型児童館→正規職員 館長1、職員5、・臨時職員相談員2（5H、週3日）、週休対応3（月3～5日） ②地域型児童館→正規職員 館長1、職員2 ・臨時職員週休対応2（月8日） シフトは各館で異なります。別紙参照 【公設・民営、業務委託】 ①たまだいら児童館（指定管理） 正規職員 館長1、職員3、・臨時職員 ②みなみだいら児童館（指定管理） 正規職員 館長1、職員2、・臨時職員 ③しんめい児童館（業務委託） 正規職員 館長1、職員2、・臨時職員</p>	<p>○</p> <p>正規職員3人、嘱託員1名（児童センターのみ）、臨時職員1名</p>

	中央区	葛飾区	日野市	西東京市
<b>3センター機能(基幹)型児童館について</b>				
(1)機能、役割(他の児童館や事務局との役割分担を含む)について教えてください。	○ 各地域(京橋・日本橋・月島)に基幹館を配置することにより、指定管理者への指導や事業等の連絡調整を行う。	○ 地域の身近な児童館として、子どもたちに安全で良質な居場所・遊び場を確保するほか、子育て中の保護者に対して、子育ての不安や悩みを解消する場としてのサービスを提供します。(地域型児童館の機能) 上記の地域型児童館の機能に加え、地域ブロック内の児童館・学童保育クラブを統括するとともに、保育園、学校、子ども家庭支援センター、児童相談所、民生児童委員等関係機関との連携を図り、児童健全育成事業充実のための中核を担います。	○ 地域型児童館機能にプラスして、全体の総合調整をしています。運営委託業者への指導なども行っています。具体的には先駆的事业の立案や調整、市役所からの課題、学童クラブ事業の課題等、市内の広域の課題について調整しています。(月1回基幹型児童館連絡会実施)。 ※別紙参照	—
(2)設置した背景、必要性、効果をお聞かせください。	○ 【経緯】 児童館の開館日及び利用時間を拡大し、サービスの充実を図ることに伴い、直営だけでは職員の配置が難しかったため、各地域に基幹館を残し、その他は民間活力の導入を行った。 ・指定管理者への事業の移行をスムーズに行う必要がある。 ・公営との運営レベルを合わせる必要があるため、指導や連絡調整等が必要。 ・児童館の事業については、実際に携わっている職員でないと詳細まではわからない。 ・基幹館があることにより、子ども家庭支援センターの負担が減る。	○ 関係機関や地域型児童館との連携やサービス向上のための中心的な機能を担うため、基幹型児童館にコーディネーターを配置し、児童相談所や子ども家庭支援センター、保健センターなどの現場研修等を通じて支援を要する家庭へのアプローチを学ぶとともに、当時は、児童館での実施がなかった乳幼児事業を行うにあたっての検討及び、乳幼児事業の実施に向けた準備などを行ってきた。 ・児童館・学童保育クラブサービス提供者等による調整会議の実施 ・児童館・学童保育クラブ職員に対する研修の企画・実施 ・子育て相談 ・学童保育クラブの時間延長 ・学童保育クラブ障害児の受け入れ計画や巡回指導 ・不登校児童の対応に係る学校をはじめとする関係機関との連絡調整	○ ・日野市次世代育成支援行動計画策定にあたり民間活力導入を念頭に、地域型児童館は民間活力を導入し、基幹型は公立として残す区分けを考えました。(児童館条例参照) 基幹型には市内の児童館全体の総合調整、民間と兄弟館として役割としました。10年前の構想では、公立5館、民間5館を予定していました。 ・課題や困った案件があった場合、基幹型への連絡がきて基幹型間での協議により早急に対応ができています。庁内の他課からの依頼についても請け負い、割振りなど調整しています。また、どこが受けたら良いかわからない仕事については先ず基幹型で受けています。 ・平成29年4月からのしんめい児童館は運営委託となり、基幹型児童館から専門職員が定期的に視察を行い、改善事項を伝え指導しています。4か月に一度、業務委託評価シートを作成させ、委託事業者本部の担当者と当該児童館館長、子育て課と基幹型児童館担当職員とで、業務遂行状況を確認しています。市内の児童館の一定のレベルを保つ努力をしています。 また、事業面では児童館がない地域での利用要望に移動児童館を定期的の実施、ベビーマッサージなどの講師手配、地域型児童館では人的に厳しい大きな事業(キャンプ、手をつなごうこどもまつり、ファミリーコンサートなど)の中心実務等を受けています。 また、児童館間でのサポート体制(地域型館で病休等の欠員が生じた際も応援を行っています)の確立もしています。	—
(3)職員配置(職種、正規職員及び臨時職員の構成等)について教えてください。	○ ・職種 保育士 ・各館により異なる。	○ 正規職員 6名(勤務時間 9時30分~18時15分) 非常勤職員 4名(勤務時間 11時~18時) 臨時職員 繁忙期など、館の状況により各館で雇用(上限あり) 非常勤職員(医療職) 1名(勤務時間 11時~18時) ※非常勤職員の加配については、地域型児童館(2ページ)と同様	○ 【公設公営】 ①基幹型児童館→正規職員 館長1、職員5。臨時職員 相談員2(5H、週3日)、週休対応3(月3~5日) 職種構成→児童厚生員4名、事務職2名。 ②地域型児童館→正規職員 館長1、職員2。臨時職員 週休対応2(月8日) 職種構成→児童厚生員2名または1名、事務職1名または2名で、合計常勤が3名となります。	—
(4)地域児童館との設備の違いについて教えてください。	○ 児童館により設備に差はつけていないが、館の規模等により設備が異なっている。	○ 相談室を全7館配置している。 学童室などの諸室を乳幼児専用室に改修している。	○ 基幹型には乳幼児専用室の設置(相談員の配置)、中高生の遊べる大きさのホールがあります。地域型児童館に比べると基幹型児童館はやや大きめとなっています。あさひがおか児童館	—



	中央区	葛飾区	日野市	西東京市
<b>4特化型児童館について</b>				
(1) 機能、役割（他の児童館や事務局との役割分担を含む）について教えてください。	—	○ 中・高校生対応型児童館は、地域型児童館の機能（3ページ（1）参照）に加え、中・高校生の居場所や仲間づくり、さらには、自主的な活動ができる場としての機能を有した児童館です。 【主な機能】 ・中・高校生が気軽に集い、歓談をしたり憩える場の提供 ・中・高校生がグループで活動する場を提供	—	○ スポーツ活動を特色としたひばりヶ丘児童センター、音楽・文化・芸術活動を特色とした下保谷児童センター
(2) 設置した背景、必要性、効果をお聞かせください。	—	○ 平成14年9月から一部の学校で学校開放型児童健全育成モデル事業（わくわくチャレンジ広場）をモデル的に実施し、概ね3年を目途に全小学校に導入に向けた検討を行ってきました。 子どもたちの放課後の居場所は、今後、安全性や安心感だけでなく、施設の規模や内容を勘案すると、学校施設を活用していく必要があると考えられ、児童館は従来としての機能を見直していく必要があるという見解に至りました。その一方で、児童の健全育成及び子育て家庭への支援という観点から、乳幼児や障害児とその保護者及び子育て家庭への支援という観点から、乳幼児や障害児とその保護者及び中高生の居場所・遊び場をどのように確保していくのが大きな課題であると捉え、今後児童館が果たしていくべき役割や機能を再構築していくにあたり、区内2か所を中高生対応館として位置付けてきました。	—	○ 総合計画に基づき策定した子育て支援計画において、児童館の計画的な整備と再編成を進める中で、当時老朽化の激しかったひばりヶ丘児童館と下保谷児童館をこれまでにはない中学・高校生世代の居場所機能を付加した特化型児童館の建設をすることになりました。
(3) 職員配置（職種、正規職員及び臨時職員の構成等）について教えてください。	—	○ 正規職員 5又は8名（勤務時間①9時30分～18時15分 ②11時30分～20時15分） 非常勤職員 4名（勤務時間①11時～18時 ②13時～20時） 臨時職員 繁忙期など、館の状況により各館で雇用（上限あり） ※正規職員は地域型児童館や基幹型児童館の人数に加えて2人加配 ※非常勤職員の加配は、地域型児童館（2ページと同様）	—	○ 「特化型児童館職員配置計画」に基づき配置しています。 常勤：児童厚生員（2名以上）、体力増進指導委員（1名以上） 非常勤：児童厚生員補助職員、専門相談員
(4) 地域児童館との設備の違いについて教えてください。	—	○ バンド活動など音楽活動ができる設備を有している。（1施設） バスケットボールなど身体を動かすことができる設備を有している。（2施設）	—	○ 別紙、特化型児童館パンフレットをご参照ください。
(5) 中高生対象以外の特化型児童館の検討の有無及び、特化型児童館として中高生対象を選択した理由を教えてください。	—	○ 前述（2）のとおり	—	○ 現在のところ、中高生対象以外の特化型児童館の検討はしていません。子育て支援計画の中で青少年センター的役割を特化型児童館に求めるとされ、先進自治体における類似児童館の視察等を行い、中高生対象としました。

	中央区	葛飾区	日野市	西東京市
<b>5民間活力の活用について</b>				
(1) 委託や指定管理等、民間活力を導入した目的・背景・課題・該当館の選定理由を教えてください。	○ 【経緯】 児童館の開館日及び利用時間を拡大し、サービスの充実を図るとともに、乳幼児から中高生までの多様なニーズに柔軟に対応できる体制を整備する。 【選定理由】 ・プロポーザルの内容 「提案書に基づく評価」「現在法人が運営している施設の評価」「その他提出書類等に基づく評価」に分類し、総合的に評価した。なお、評価に際しては、対象者別の取組、危機管理対策、職員の育成計画、経営の安定性等重要項目に採点の加重配分を行うとともに、法人の財務状況については専門機関による分析に基づき評価を行った。 【課題】 ・なかなか一本立ちができず、基幹館の負担が大きい。 ・イベントにおいてはある程度独自性を発揮できるが、館全体の運営としては独自性を発揮することが難しい。 ・人の入れ代わりが多いため、安定したサービスの提供が難しい。	—	○ 【目的・背景など】 日野市では児童館（児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設）での乳幼児事業の拡充や小学生、中学生の居場所の充実など市民のニーズに迅速・柔軟に対応できること。併せて、限られた財源と人材を効率的に活用するため、児童館は公設と民間との役割区分をして、地域の子育て支援を推進することが求められています。このような中で、新！ひのっすくすくプラン（日野市子ども・子育て支援事業計画）においては、児童館は身近な地域の子育て支援の拠点として、子育て・子育ての支援を充実させることが位置付けられています。このような理由から、社会情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応し得る事業者者に委託するため、児童館に民間活力を導入します。 ※その他、予算ヒアリングシートを参照	○ 夜間や休日に児童館を開館したり、併設する学童クラブの夜間サービス、在宅乳幼児親子の居場所支援などを実施するため、民間活力の導入が必要と考えました。
(2) 公営児童館と民営児童館は、どのように連携及び協力していますか。課題はありますか。	○ ・月に2回、館長会を開催（子ども家庭支援センター担当者も出席）し、学童クラブの入会審査、児童館に係る案件等の協議及び連絡調整を行っている。 ・学童クラブ連絡会、乳幼児クラブ連絡会、指導員連絡会を随時開催し、それぞれの連絡会に係る案件等の協議及び連絡調整を行っている。 ・年2回合同で研修を実施している。 ・職員がお互いに行き来し、イベントを見学したり相談に乗ったりしている。 ・指定管理者が行う学童クラブの保護者会に基幹館の館長が出席している。	—	○ 地域の子育ての拠点づくりという共通の目的を持ち、公民の垣根を越えて子育て支援に従事することを念頭においています。指定管理館においては公立と民間児童館とで、各館兄弟間として位置付けて連携もしています。市内全館で実施する事業の委員会へは民間の職員も出席してもらい、公立・民間問わず役割を果たしてもらっています。また、「児童館サービス向上委員会」（年7回）へ、全館の職員が出席し情報交換や研修なども一緒に実施しています。それ以外にも兄弟間として共同行事の実施なども行っています。 ただし、運営委託の児童館には定期的な管理と維持、指導を兄弟館である公立館が子育て課と共に行っています。課題としては、民間児童館に市内全体の仕事をどのように携わって担ってもらうか、また、運営委託館については兄弟関係でなく、管理とその対象となる関係となっているので、今後の管理方法等に課題があります。	○ 管轄の公営児童館と連携・協力を図っています。月に1度、館長及びセンター長による代表者会議を開催し、情報共有を図っています。また、児童館キャンプや中高生年代プロジェクトなどにおいて、協力して実施しております（事業協力）。
(3) 民営児童館の実績や、提供サービスの質に関して、担当課としてはどのように評価していますか。また、利用者からの意見はありますか。	○ ・運営面では、指定管理者によりバラツキはあるが、しっかり運営してもらっている。 ・接遇面では区民から意見をもらうことがある。	—	○ 別紙参照（資料3 日野市の児童館の現状について）	○ 多種多様なイベントや日曜・夜間などの開館時間の延長など、公営にはできないことについて実施していただき、好評です。
(4) 今後、委託や指定管理等、民間活力を導入していく予定はありますか。また、その理由をお聞かせください。 （中央区・葛飾区・西東京市は）現在の公設公営児童館を	○ 現時点においては、基幹館3館については直営を維持することにしている。	○ 委託や指定管理者等の民間活力を導入していく予定は現在のところありません。 また、本区では、下記の理由から現在新たな子育て支援拠点施設の整備を進めており、その業務については直営で実施する予定です。 児童館の主な利用者は乳幼児・小学生・中学生ですが、利用者の9割を占める乳幼児・小学生については、それぞれ民間子育てひろば、放課後子ども事業と利用者が重複していることもあり、年間利用児童数は減少しており、特に小学生の利用が大幅に減少しています。（別紙1参照） （放課後子ども事業は平成14年度から開始・平成18年度から全校実施） 一方で、児童館で行っているのびのび広場（子育てひろば事業）は、誰もが仕事と生活を大切に暮らそうを営むことができるように、在宅家庭の子育て支援として、当面需要が見込まれます。 とりわけ、本区においては、基幹型児童館が子育て支援施設や関係行政機関等との連携強化を図っているほか、乳幼児を中心に育児不安の解消等を目的とした事業を行うことから、児童館機能の集約及び強化を図るなど見直しを図りながら、地域の子育て支援拠点施設として整備を進めているところです。（別紙2参照） また、これら施設については、地域ニーズに適合した施設として整備をしていくため、子育て支援総合窓口を設置すること（母子健康手帳の交付を含む）や新たな事業の検討を行うなど、今日的なニーズに寄り添った支援ができるよう、準備を進めています。 なお、新たな子育て支援拠点施設は葛飾区を7つの地域に分けたときに、各1～2か所を設置していく予定で、その	○ 口頭でご説明いたします。  （口頭説明及び資料より） 平成19年7月に作成された、「日野市の新しい児童館構想」では、児童館を全10館に増やし、そのうち5児童館を『基幹型児童館』とすることを目指していました。（市内を5つのブロックに分け、それぞれのブロックの中に1つの基幹型児童館・1つの地域型児童館） また、10館のうち、公立5館、民間5館を予定していました。（問2(2)参照） しかし、財政的な問題から、基幹型児童館は3館にとどまっています。（基幹型児童館があるブロック内の地域型児童館は、民間活力を導入済） 残された施設がポロポロで、建替えの必要があるため、民間活力の導入については、現状で止まってしまうのではないかと考えています。	○ 今後、運営の効率化とサービスの拡充のため、検討を進めてまいります。
(5) 公設民営館の委託先または指定管理先を教えてください。	○ ・新川児童館 佃児童館 ㈱ポピンズ ・堀留町児童館 晴海児童館 ライクアカデミー㈱ ・勝どき児童館 ㈱グローバルキッズ	—	○ ・指定管理→社会福祉法人雲柱社、公益社会教育財団ひの社会教育センター ・運営委託→NPO法人ワーカーズコープ	○ NPO法人 子どもアミーゴ西東京（ひばりヶ丘）、株式会社こどもの森（下保谷）※すべて委託

	中央区	葛飾区	日野市	西東京市
<b>6各児童館での事業について</b>				
(1) 区内の全児童館で行う事業や、連携して行う事業はありますか。どのような方法で実施していますか。	○ ある。児童館まつり、ドッチボール大会、区内の事業に児童館で参加等 ・事業によっては担当館を持ちまわるものや、基幹館が担当し、行うものがある。	○ 全児童館の代表が集まる児童館長会などで情報共有を図っています。 なお、全児童館で行う事業としては、年齢別活動やのびのび測定、講師を迎えて実施するベビーマッサージなどが人気があります。 この他、保育園と併設している児童館では、保育園と連携して離乳食講習会を行っています。 さらに、出前児童館として各小学校等に出掛け、放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）と連携して事業を行っています。	○ ・児童館キャンプ（7月～8月。各館での実施ですが会議は全館で行います） ・手をつなごうこどもまつり（10月） ・たにぞうファミリーコンサート（八王子と共催、東京都多摩島しょ事業） ・おもちゃ病院、すくすくクラブ（調整を指定管理館に依頼） ・その他、全体研修、救命救急訓練、キャンプレク研修会等は合同で行っています。	○ 児童館キャンプ：毎年全児童館から担当を選出しています。
(2) 各児童館では、年間や月毎にどんな事業を行っていますか。	○ 「各館の児童館運営計画」のとおり	○ 別紙3のとおり	○ ・別紙、事業報告書を参考にしてください。	○ 乳幼児活動（リズム遊び・手遊び・親子体操など）、場の提供、地域連携、プログラム事業、観劇会、ライブイベント、クッキングイベント、スポーツイベント、工作イベント、中高生委員会、ボードゲームナイト、なんでもトークルーム、おまつり（各種フェスティバル）、夏休みのランチタイムほか。
(3) 各児童館の来館者数を教えてください（1日・年間）。	○ 別紙「児童館対象別利用状況」のとおり	○ 別紙4のとおり	○ ・別紙、事業報告書を参考にしてください。	○ 別紙、平成28年度事務報告、利用状況年間延べ人数及び登録者数をご参照ください。
(4) 各児童館の広報紙（おたより、お知らせ等）がありましたらいただければと思います。	○ 築地児童館の広報誌を参照	○ 別紙5のとおり	○ ・別紙、参照にしてください。	○ 別紙、おたよりをご参照ください。

	中央区	葛飾区	日野市	西東京市
7他の機関や地域との連携について 他の機関や地域（学校、保育園・幼稚園、その他）との連携について、具体的な事業や連携方法を教えてください。	○ ・学童クラブの運営 小学校（学校訪問）、保育園（支援児の対応）と連携 ・児童館行事の協力依頼や町会行事等への参加 地区委員会、町会 ・あかちゃん天国の運営 民生委員会による見守り ・高齢者施設への訪問 特別養護老人ホーム・敬老館等	○ 学童保育クラブの実施や小学生の利用者数が多いため、問題発生時に情報交換と連絡体制が図れるように、学校との連携体制を構築しています。 保育園とは、共同で行う離乳食講習会などを実施し、地域の子育て支援の充実を図っています。 地域住民には情報提供や利用の働きかけにより、連携・協力関係を構築しています。 また、各児童館において運営協議会を設置し、地域の民生委員さんのご協力を得ながら館行事や館祭りなどの運営を行っています。 学童保育クラブの利用者や日頃から児童館を利用している保護者への働きかけとして、子どもの活動の様子等から必要がある場合は、継続的に援助・支援をしています。 保健センターや子ども家庭支援課など関係機関と月1回連絡調整会議（情報共有）をしています。 また、個別具体的なケース（ハイリスク妊婦等）については、地区担当保健師に情報を繋げ、保健センターの地区担当保健師は家庭訪問を行うことや2ヶ月児の会、乳幼児健診や1歳6ヶ月児健診など母子と家庭の経過を把握しています。（保健センターは2ヶ月児まで担当、それ以降の育児支援はハイリスク児を除き児童館が担当）。 児童館は、日頃から利用するお子さんのことについて、必要に応じて情報提供を行います。	○ 【学校】 ・小中学校とは常に連携しています。中学校区で実施される『育成会』という組織に小中学校、地域団体が参加、児童館も参加しています。 ・入学式・卒業式、運動会の来賓として児童館職員の出席。学童クラブとの校庭利用から、三季休業時、非常時の対応等、連絡などを行っています。 ・放課後子ども教室『ひのっち』会議には、学校・児童館・学童クラブ・子育て課ひのっち担当職員、ひのっち担当者と会議に出席しています。 ・コミュニティス・クールの学校運営協議委員として館長が委嘱されています。 【保育園・保育課】 ・年1回のキャンプ前の救命救急訓練において、保育園看護士に講師を依頼。怪我の対応や流行性の疾病などの対応その他、子育て相談なども保育園園長をはじめ専門職員へも相談することもあります。 ・学童クラブ・児童館のおやつについては保育課の栄養士の指導の下実施しています。 【幼稚園】 ・市内の公立幼稚園には、学校同様の連携。児童館と近隣となる幼稚園では職員の出張での合同行事や児童館の幼児の日のグループでの訪問など行っています。  【高校・大学】 ・日野高校へは『日野市よさこいまつり』や『たにぞうファミリーコンサート』等への出演をお願いしています。 ・実践女子大学には『手をつなごうこどもまつり』への協力依頼を毎年しています。 ・その他、ボランティアとして明星大学、帝京大学へは各館対応ですが協力してもらっています。 【その他】 ・特別に配慮を有する児童については、子ども家庭支援センター、児童相談所と連携しています。 ・四者協。（子ども家庭支援センター主催、要保護児童対策地域協議会） ・発達教育支援センター『エール（通称）』と連携。巡回相談事業ではエール担当者と障害児担当児童館長とで計画、調整を行っています。 ・学童クラブへの支援もエールに依頼し、連携し図っています。 ・三者協（福祉政策課主催。児童主任委員、民生委員との連携）への協力。 ・0歳児親子対象の事業『すくすくクラブ』の実施においては、民生委員への出席を年間を通して、福祉政策課へ依頼しています。 ・市民グループなどと一緒に行う事業もいくつかあります（おもちゃ病院、手作り絵本展など）	○ 保育園・地域子育て支援センター：手遊び指導や子育て相談等、育成会：おまつり等、図書館：絵本や紙芝居の読み聞かせ等、その他の団体（各種小学校のイベント参加、市民まつりなど）

登 録 番 号

( 刊 行 物 番 号 )

2 0 1 9 - 1 8 0

---

**調布市児童館の今後の在り方，運営に関する方針**

---

発行日 令和2年1月

発行 調布市

編集 子ども生活部児童青少年課

〒182-8511

調布市小島町2-35-1

042-481-7534

印刷 庁内印刷